

第1部 長崎県ケアラー支援推進計画

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

少子高齢化、核家族化の進展等の社会環境の変化によって、家庭における介護や看護、お世話の人手が不足し、ケアラーに過大な負担をもたらしている場合があります。また、根強く残る「家族が介護するのが当たり前」という規範意識もあいまって、ケアラーが孤立し、抱える悩みを声に出しにくくなっており、周囲もケアラーの存在に気付かず、受けられる支援すら届かないといったことが懸念されています。

例えば、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」は、とてもお手伝いの範疇とは言えないケアを担うことで、教育や遊びといった子どもの成長に必要な機会を奪われている可能性があります。

また、「老老介護」については、日本の人口構造に着目すると急速に増加していきます。ケアラー自身が高齢で、医療や介護が必要な状態にある、さらには、夫婦で認知症の症状がありながら在宅生活を継続する「認認介護」といった事例もあります。

「ダブルケア」は、就労・子育て世代が、仕事をしながら、子育てを行い、親の介護等に直面する方々で、特に就労している場合は、相談窓口が空いている時間の相談が難しいことから、相談につながりにくいといった課題があります。さらに、「シングル介護」は、離別や未婚などによる独身の方が、頼る人が他におらず両親の介護等に直面しています。

このほか、高齢者だけでなく、障害を抱える方や医療的ケアが必要な方等への介護や看護・お世話をするケアラーも、多くの負担を抱えていることが懸念されており、なかでも、就労しているケアラーの「介護離職」が社会問題となっています。

本県では、このような状況を踏まえ、令和4年10月に「長崎県ケアラー支援条例」を制定し、令和5年4月に施行しました。

この条例のもと、ケアラーが、援助を受ける人とともに安心して人生を送ることができるよう、ケアラーに対する早急な支援体制の強化等と併せて、県民等がケアラーの問題を理解し、ケアラーが孤立したり、心身が疲弊することのないよう、社会全体で支える機運を醸成していくことが重要です。

このため、県は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「長崎県ケアラー支援推進計画」を策定しました。

2 計画策定の根拠

本計画は、長崎県ケアラー支援条例第10条第1項の規定による「ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画」です。

そこで、本計画では、同条第2項の規定により、次に掲げる事項について定めることとなっています。

- ① ケアラー支援に関する基本方針
- ② ケアラー支援に関する具体的施策
- ③ 前2号に掲げるもののほか、ケアラー支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 長崎県における他の計画との整合性を踏まえた施策の推進

ケアラー全般の支援体制を強化するためには、保健・医療・福祉・教育・労働など多岐にわたる分野の施策を総合的に推進していく必要があることから、県政運営の指針や考え方を県民に分かりやすく示した上位計画である「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」や、このうち、保健・医療・介護・福祉施策を総合的・体系的に進めるための指針として策定した「長崎県福祉保健総合計画～ながさき‘ほっと’プラン～」との整合性を図るとともに、以下に掲げるような、本県のケアラー支援に関連する個別計画との連携・調和したものとします。

長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略	「長崎県長期人口ビジョン」で示した目指すべき将来の方向を踏まえて、県民をはじめ県内の様々な関係者の皆さんと人口減少に対する危機意識や本県が人口減少問題を克服し、将来にわたり持続的に発展していくための道筋を共有し、共に取り組むための指針です。
長崎県男女共同参画基本計画	県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する県の推進計画も兼ねています。
長崎県子育て条例行動計画	長崎県子育て条例がめざす、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担う子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現のための取組を、総合的かつ計画的に進める施策の方向性を示すための計画であると共に、子ども子育て支援法、次世代育成支援対策推進法など、他の法令等に基づく4つの計画を兼ねた計画です。

長崎県教育振興基本計画	教育基本法や長崎県教育方針に掲げる教育理念を実現するため、本県教育の目指す4つの人間像や基本的な方向性、その実現のための具体的な取組などを盛り込んだ、本県教育全般にわたるアクションプランです。
長崎県アルコール健康対策推進計画	アルコール健康障害対策基本法に基づき、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会実現を目指し、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の予防の観点から対策を総合的に推進するため、今後の県や各団体等の施策等を示した計画です。
長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画	ギャンブル等対策基本法に基づき、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、ギャンブル等依存症の発生、進行及び再発の予防の観点から対策を総合的かつ計画的に推進するため、今後の県や各団体等の施策を示した計画です。
長崎県障害者基本計画	障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、自立した生活を送り、互いに優しく接し合うことができる社会環境の中で、社会を構成する一員として、共に地域を支え合い、あらゆる社会活動に参加することができる平和な共生社会の実現を目指す、今後の障害者施策の指針となる計画です。
長崎県障害福祉計画・長崎県障害児福祉計画	障害児・者に対するライフステージに応じた必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供に関する、具体的な体制づくりやサービス等の確保のための方策を定めた計画です。
長崎県人権教育・啓発基本計画	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条の規定に基づき、本県の人権教育及び人権啓発に関する基本方針及び施策の方向を示すことで、県民一人ひとりがお互いの人権を尊重する人権尊重社会の実現を目指すための計画です。
ながさき産業振興プラン2025	本県産業が将来へ向けて発展し、県民の皆さんの豊かな生活を支える力となるよう、本県の現状や強み、弱みなどを踏まえ、今後のあるべき姿や進むべき方向性、関連施策等を示した県の産業振興計画です。
長崎県老人福祉計画・介護保険事業支援計画	市町等における介護保険事業の円滑な実施を支援する介護保険事業支援計画と、高齢社会の課題に対して県と市町及び関係団体が目指すべき具体的な政策目標を定めた老人福祉計画を一体のものとした計画です。
長崎県消費者基本計画	県民が安全で安心な消費生活を実現できるよう、消費者被害の防止や消費者教育の推進等を柱に、消費生活のあらゆる場面に応じた施策を総合的に推進するための計画です。
長崎県社会的養育推進計画	平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現するための計画です。
長崎県子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律や子どもの貧困対策に関する大綱を踏まえ、本県の子どもの貧困対策をより一層総合的に推進するための計画です。

4 SDGsの理念を反映した施策の推進

「SDGs(持続可能な開発目標) Sustainable Development Goals」は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、17のゴールと169のターゲットで構成され、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための国際社会全体の目標です。

長崎県では、各種分野別の計画において、SDGsの説明や当該計画等との関連性を記載するなど、その要素の反映に努めています。

SDGsの理念は、本計画の施策の方向性とも重なっており、本計画の施策を着実に進めていくことが、SDGsの推進につながるものと考えています。



5 計画の期間

本計画の期間は、条例の規定にはありませんが、令和6(2024)年度から令和12(2030)年度までの7年間とします。

なお、本計画による施策推進にあたっては、特に保健・医療・介護・福祉施策を総合的・体系的に進めるための指針として策定している「長崎県福祉保健総合計画～ながさき‘ほっと’プラン～(令和3年度～令和7年度)」との連携が肝要であるため、同計画の改定時期に合わせて、本計画の中間見直しを行います。

第2章 長崎県におけるケアラーを取り巻く状況

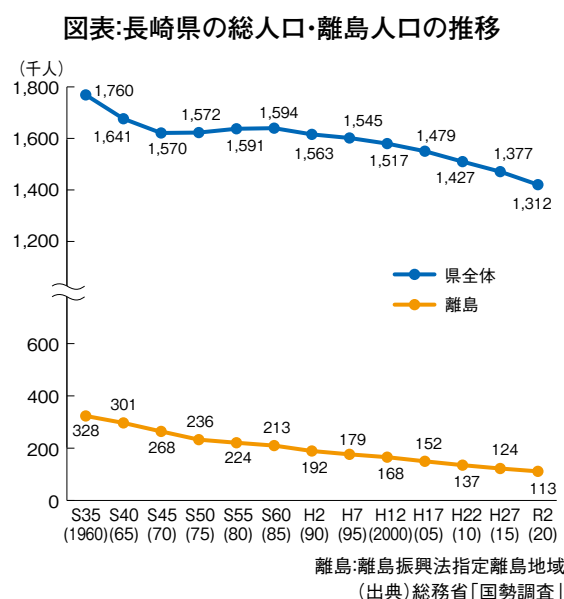
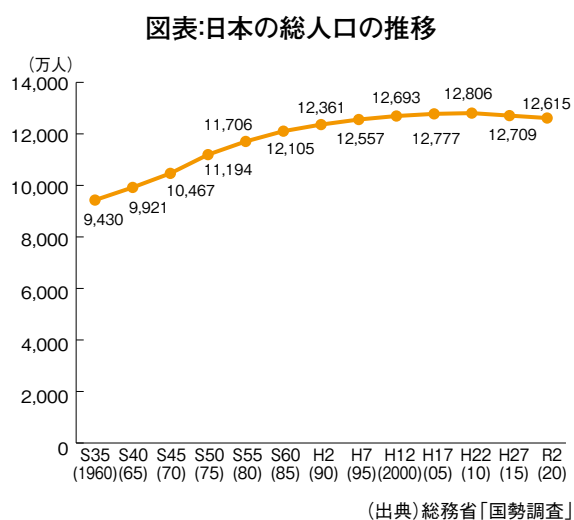
1 長崎県におけるケアラーを取り巻く状況

(1) 少子化・高齢化、世帯構成の変化等の状況

本県を取り巻く環境は、全国より早いスピードで少子高齢化・人口減少の課題が見られます。

我が国の人口は増加を続けていましたが、平成20(2008)年にピークとなり、近年は減少局面を迎えており、令和2(2020)年10月1日現在の総人口は、1億2千615万人となっています。

本県の人口は、全国に先んじて、昭和35(1960)年の176万人をピークに減少を続けており、令和2(2020)年10月は131万2千人となっています。特に、離島地域は、県全体に比べても大幅に人口が減少しています。

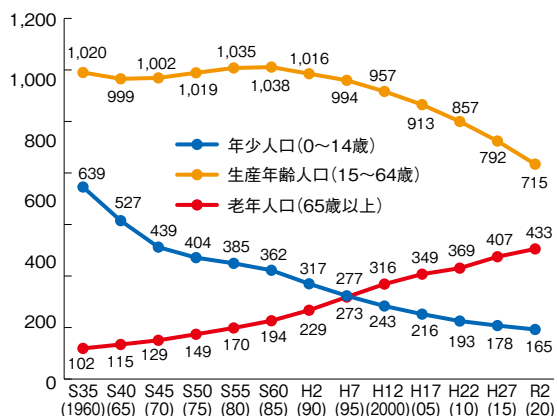


本県の年齢3区分別人口の推移を見ると、生産年齢人口・年少人口ともに減少傾向となっており、令和2(2020)年には、それぞれ71万5千人、16万5千人となっています。

特に若い世代の人口の流出が続いており、今後、少子高齢化の進行に伴い、医療・介護の需要の高まりが予測される中、一層の人口減少が進むことで、社会保障制度や地域社会の支え手がますます減少していくことが予想されます。

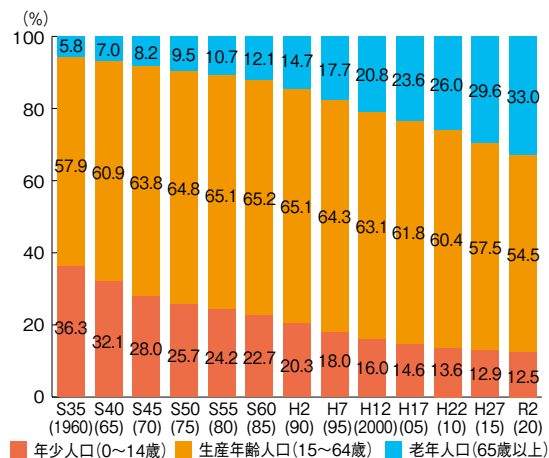
一方、老年人口は年々増加しており、令和2(2020)年には、43万3千人まで増加しています。老年人口比率も昭和35(1960)年の5.8%から、令和2(2020)年の33.0%と大幅に増加し、全国(28.6%)と比べ、高齢化が進行しています。

図表:長崎県の年齢3区分人口の推移



(出典)総務省『国勢調査』

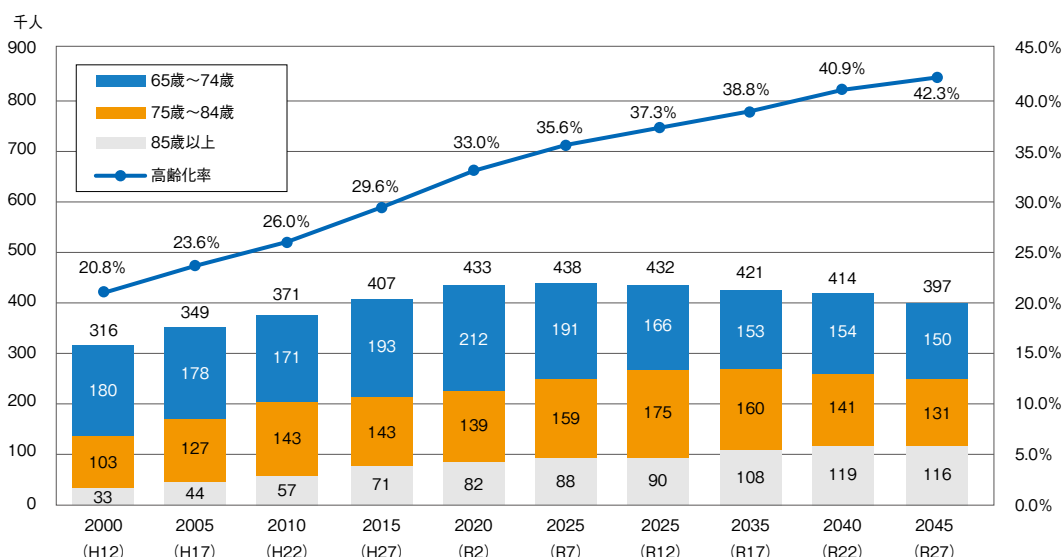
図表:長崎県の年齢3区分人口割合の推移



※小数点第2位を四捨五入
(出典)総務省『国勢調査』

高齢化率の今後の推計を見ると、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に、65歳以上の高齢者人口が約44万人とピークを迎えるものの、医療・介護ニーズが高い75歳以上の高齢者はその後も増加が見込まれており、令和22(2040)年には、高齢化率40.9%(75歳以上の割合が25.7%)と推計されています。また、高齢化の進展に加えて、本県の一般世帯数に占める「高齢単身世帯」と「高齢者夫婦のみ世帯」を合わせた割合は、令和7(2025)年には全体の3割を超えると予想されています。

図表:長崎県の高齢者の人口推移と推計



出典:平成12年~令和2年は国勢調査(平成27年及び令和2年は不詳補完値による)、令和7年以降は令和2年国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

図表:長崎県の高齢者のいる世帯の将来推計

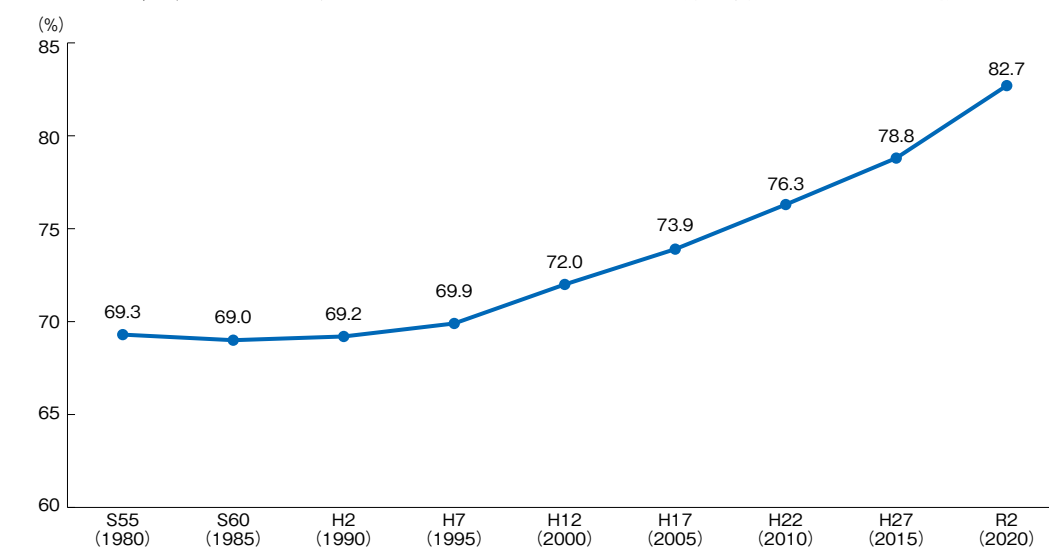
(単位:世帯・%)

	H27 (2015年)	R2 (2020年)	R7 (2025年)	R12 (2030年)	R17 (2035年)	R22 (2040年)	
一般世帯総数	558,380	556,130	540,125	522,851	500,857	473,987	
世帯主65歳以上の世帯	225,106	245,631	251,361	248,863	241,382	235,731	
割合	(40.3)	(44.2)	(46.5)	(47.6)	(48.2)	(49.7)	
割合(全国)	(35.3)	(36.4)	(38.9)	(39.7)	(41.3)	(44.2)	
世帯内訳	子供等との同居世帯	77,252	79,961	80,753	77,522	73,156	69,781
	割合	(13.8)	(14.4)	(15.0)	(14.8)	(14.6)	(14.7)
	夫婦のみの世帯	74,244	81,799	81,615	79,462	75,165	72,441
	割合	(13.3)	(14.7)	(15.1)	(15.2)	(15.0)	(15.3)
	単身世帯	73,610	83,871	88,993	91,879	93,061	93,509
割合	(13.2)	(15.1)	(16.5)	(17.6)	(18.6)	(19.7)	

出典:平成27年及び令和2年は国勢調査、以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

また、子育て世帯においても核家族化は進行しています。地域社会における人間関係が希薄化し、子育て家族の孤立化と子育てに対する負担感が増大していくものと考えられます。

図表:長崎県の18歳未満の子どもがいる世帯のうち核家族世帯の割合の推移

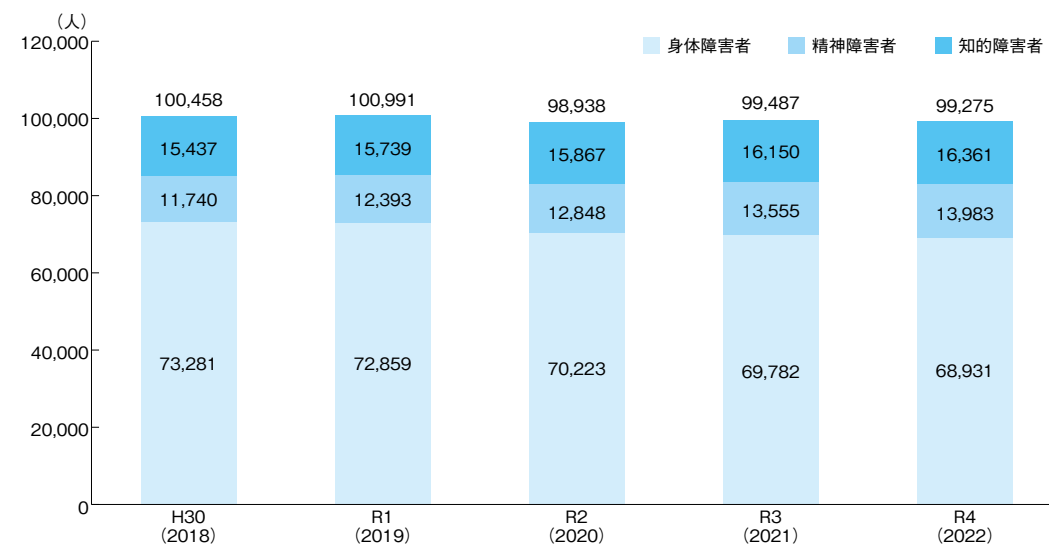


(2) 障害のある方や認知症高齢者等の状況

① 障害のある方の状況

本県における障害者数は、令和4(2022)年度末現在、約9万9千人で、そのうち、身体障害者が約6万9千人、知的障害者が約1万6千人、精神障害者が約1万4千人で、その構成比は、それぞれ69.4%、16.5%、14.1%となっています。

図表:長崎県の障害者数の推移

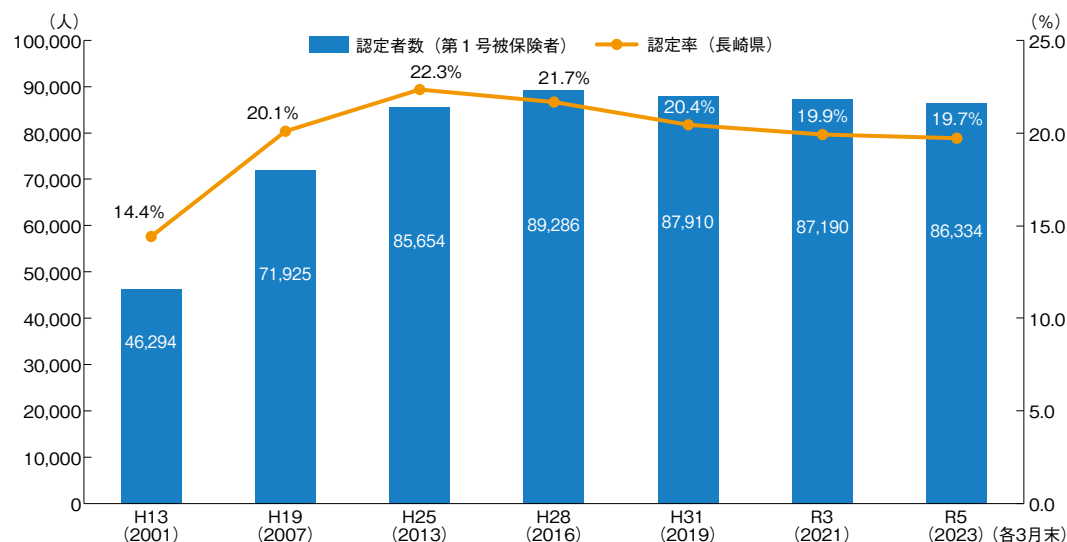


(数は手帳交付者数により推計)
出典:長崎県障害福祉課

② 要介護認定者数の推移

本県の65歳以上の要介護認定者数は約8万6千人で推移しており、高齢者人口の約20%となっています。

図表:長崎県の要介護認定者数の推移



出典:介護保険事業状況報告(年報)、令和5年3月末は介護保険事業状況報告(暫定版)

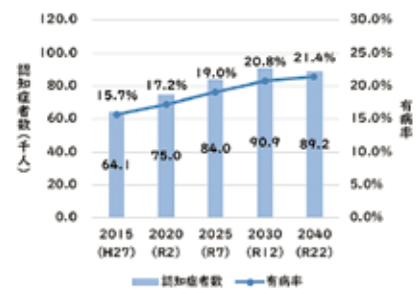
③認知症高齢者の状況

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の数は、平成24(2012)年では65歳以上の7人に1人でしたが、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7(2025)年には5人に1人となり、本県においても8万4千人になると推測されています。認知症がごく当たり前の社会であり、既に、認知症とともに歩む時代に入っています。

図表:長崎県の認知症高齢者の将来推計

(単位:千人)

	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R22 (2040)	R22/H27 比率
総人口	1,377	1,321	1,258	1,192	1,054	76.5%
高齢者数	408	436	442	437	417	102.2%
高齢化率	29.6%	33.0%	35.1%	36.7%	39.6%	—
有病率	15.7%	17.2%	19.0%	20.8%	21.4%	
認知症者数	64.1	75.0	84.0	90.9	89.2	139.2%



※1:「総人口」及び「高齢者数」は、「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計) (国立社会保障・人口問題研究所)」に基づくもの。

※2:「有病率」は、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授)に基づくもの。本表は、このうち「各年齢層の認知症有病率が2012年以降一定と仮定した場合」を掲載。

④医療的ケア児等

令和3(2021)年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。本県では、施策検討の参考とするため、令和3(2021)年5月から10月にかけて、県内の医療的ケア児等の全数実態調査を行ったところ、計574名から回答を得ました。実態としてはこれ以上の対象者がいると考えられます。

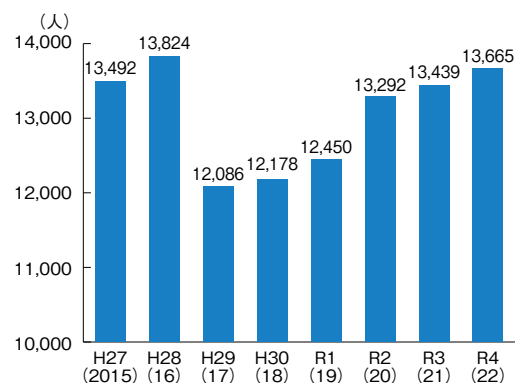
表:医療的ケア児等実態調査対象者数

	①在宅	②施設	計
A:重症心身障害児	49名	1名	50名
B:重症心身障害者	54名	65名	119名
C:医療的ケア児	102名	3名	105名
D:医療的ケア者	16名	10名	26名
E:両方に該当する児	85名	7名	92名
F:両方に該当する者	73名	109名	182名
計	379名	195名	574名

⑤特定医療費(指定難病)受給者数

発病の仕組みが明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とする難病については、平成27(2015)年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、医療費の公費助成や療養生活の支援に取り組んでいます。本県の特定医療費(指定難病)受給者数は、約1万4千人となっています。

図表:長崎県の特定医療費(指定難病)受給者数



《コラム》「親ケアラー問題」の難しさ具体的な問題解決に向けての取組

長崎県ケアラー支援に関する有識者会議委員 岡田 雅彦
(長崎県医療的ケア児支援センター長)

「お母さん、ちゃんと眠れていますか。」私が訪問診療をしているお子さんは重度の障害を持ち、24時間人工呼吸器を装着していて1~2時間おきにたんの吸引を必要とし、胃ろうから4,5時間ごとの栄養注入が必要でした。お母さんはこれらのほとんどを毎日ひとりでおこなっていて、いつ寝てるんだろうかと心配になって私は思わず聞いてしまいました。

この子のように、毎日を生活していくのに呼吸器やたんの吸引、経管栄養などを恒常的に必要とする児のことを「医療的ケア児」といいます。医療的ケア児は全国的に増加していて、15年前に約1万人だったのが今では約2万人になっています。長崎県でも約200名の医療的ケア児が自宅で生活していて、その数は年々増え続けています。

医療的ケア児をケアラー問題の視点で見るとそれは「親ケアラー問題」、すなわち親がケアラーとなって抱えるさまざまな問題となります。長崎県が令和3年におこなった調査によると、医療的ケア児を持つ親が「利用希望があるが利用できないサービス」は保育所、レスパイト施設(デイサービスやショートステイ)が1位、2位でした。保育所に行けないと母の復職もままなりません。レスパイト施設がないことできょうだい児の運動会にも両親そろって見に行けないこともあります。

「親ケアラー問題」の難しいところは育児のなかにケアが入り込みケアラーの問題が埋没すること、つまり「親が育児をするのはあたりまえ」だから育児のなかにケアが入り込むと「親が医療的ケアを行うのはあたりまえ」になって親ケアラーが支援の対象になりにくくなるということです。

長崎県医療的ケア児支援センター「つなぐ」

医療的ケア児とその家族を支援するため、長崎県は令和4年8月に長崎県医療的ケア児支援センター「つなぐ」を開設しました。センターでは家族からの相談を直接受け、関係各機関とも連携しながら問題解決に向けて取り組んでいます。それに加え医療的ケア児のことを広く知ってもらうため、さまざまな情報公開やイベントの開催をおこなっています。詳しくは長崎県医療的ケア児支援センター「つなぐ」のホームページをご覧ください。センターはこれからも親ケアラーが抱えるさまざまな問題に対して具体的な解決を目指して取り組んでいきます。

ひとりにしない、社会で支えるケアラー支援

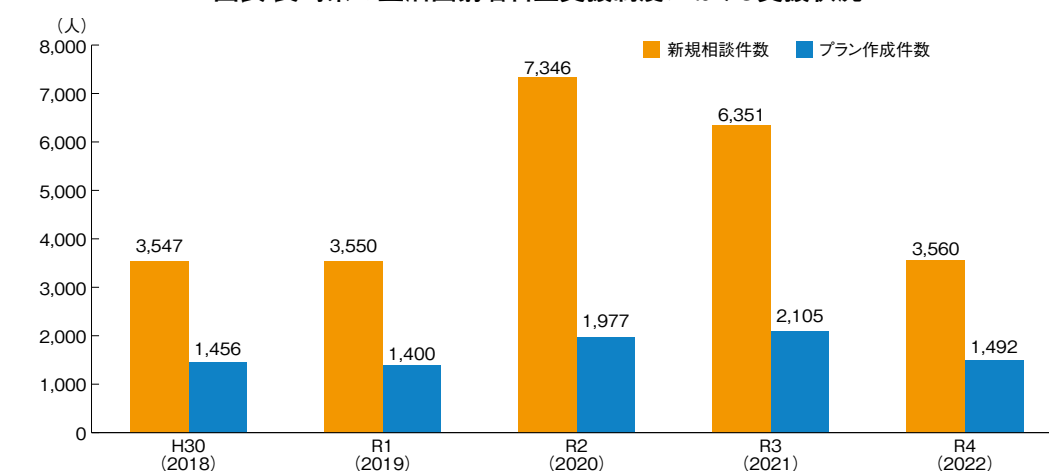
(3) 経済的支援が必要な方の状況

①生活困窮者自立支援制度による支援状況

生活困窮者の自立支援については、平成27(2015)年に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護制度と併せて重層的なセーフティネットが構成されました。

令和4(2022)年度に自立相談支援機関で生活困窮者からの相談を受けた件数は3,560件、生活困窮者それぞれの実情を踏まえた支援方針となる自立支援計画の作成件数は1,492件となっています。

図表:長崎県の生活困窮者自立支援制度における支援状況

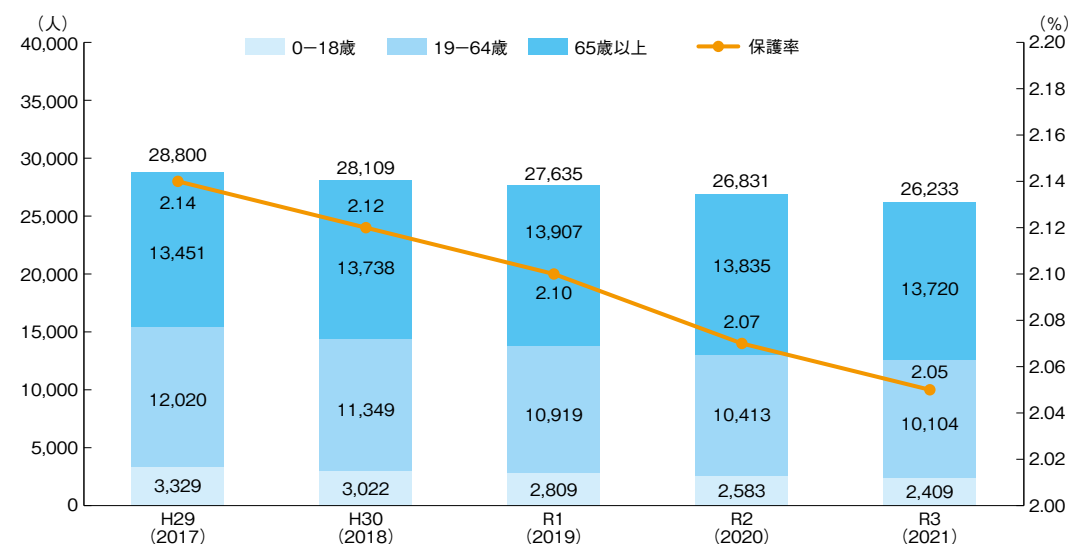


出典:長崎県福祉保健課

②生活保護による支援状況

県内の生活保護率は、令和3(2021)年度は2.05%であり、一定の落ち着きを見せてお

図表:長崎県の生活保護率・年齢別受給者数の推移



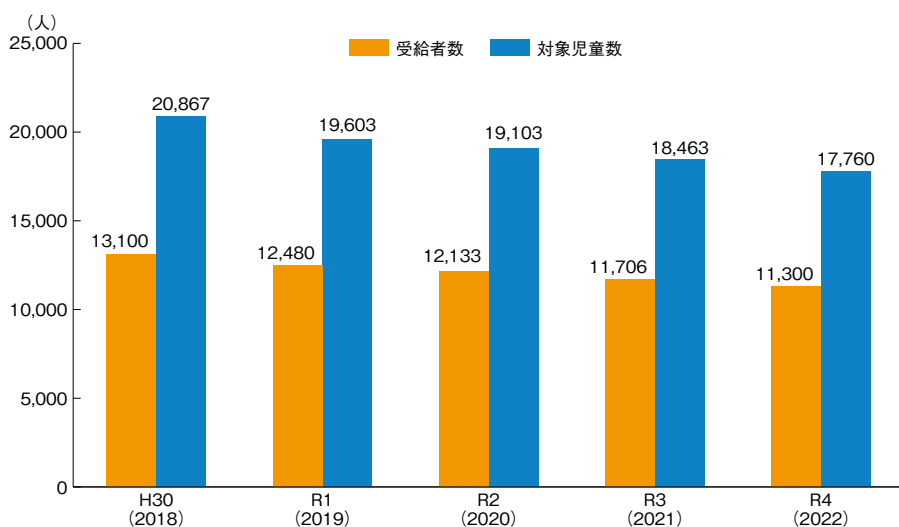
出典:長崎県福祉保健課・厚生労働省被保護者調査(毎年7月末現在)

り、生活困窮者の自立支援制度が第2のセーフティネットとしての機能を果たしているものと考えられます。

③児童扶養手当による支援状況

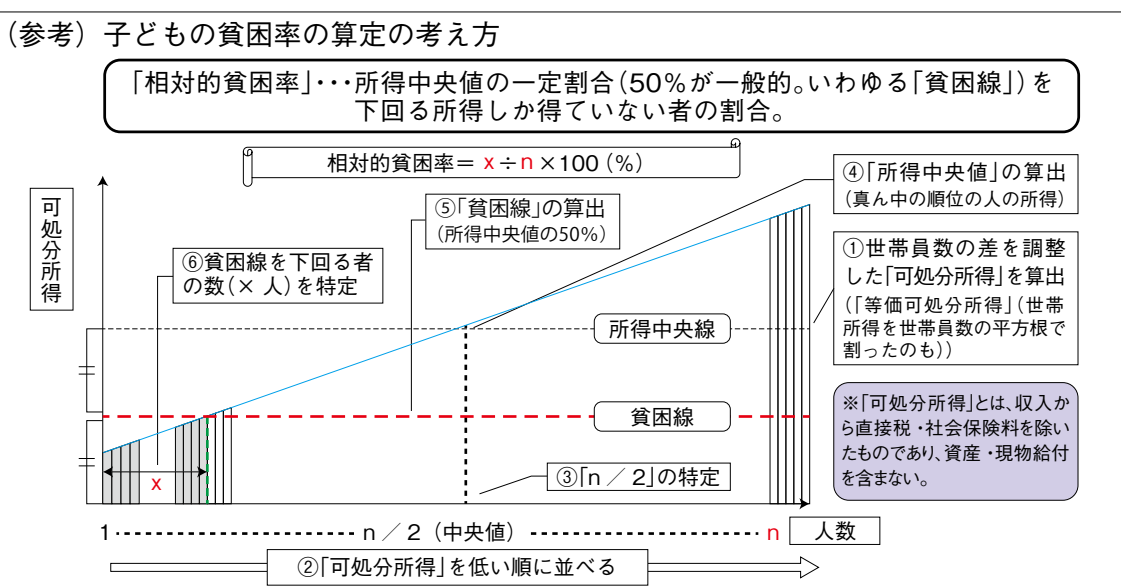
ひとり親家庭等の生活の安定や自立促進のために支給される児童扶養手当については、県内では令和4(2022)年度で11,300人の方が受給されており、対象児童は17,760人となっています。

図表:長崎県の児童扶養手当受給者数の推移



④子どもの貧困に関する状況

平成30(2018)年度に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」によると、本県の貧困線は97.2万円で、貧困線を下回る世帯の割合(子どもの貧困率)は、11.2%であり、ひとり親世帯の貧困率は、30.2%となっています。

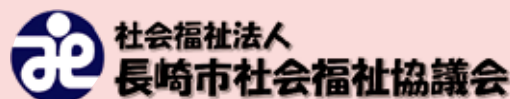


《コラム》誰もが安心できる“ケア社会”に向けた第一歩

長崎県ケアラー支援に関する有識者会議委員 田中 信
((社福)長崎市社会福祉協議会 総合相談支援課長)

社会福祉協議会は、子どもから高齢者までのあらゆる分野を対象としており、その課題解決に向けて、地域住民を主体とし、行政、住民組織、福祉関係者等に留まらない広い分野と連携・協力しながら、誰もが安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」を目指して活動している民間団体です。

私が所属する長崎市社会福祉協議会の
主な活動は次のとおりです。



(1) 相談事業

どのような相談もお受けする「しゃきょう“なんでも”相談」をはじめ、生活に困窮する方、孤独や孤立といった不安を抱える女性専用の窓口、低所得者等の方への資金の貸付、認知症や障害等の方への金銭管理を特徴とした権利擁護に関わる事業等を実施。さらには、制度の対象にならない方への食料や住みかの支援、弁護士連携による独自の取組により、分野を超えた対応を行っている。

(2) 地域福祉事業

高齢者を対象としたサロン活動や食事サービス、見守り活動を中心に、住民同士の見守りや居場所づくりなどを地域の実情に合わせて実施。また、地域包括ケアシステム構築のための事業や、子どもの預かり等を担うファミリーサポートセンター、さらには、近年では災害時によく耳にすることも増えたボランティア活動等の支援も行っている。

(3) その他

赤い羽根共同募金や日本赤十字社活動募金の取組、居宅介護支援事業、デイサービス、配食サービス等の実施。

ケアラー支援との関係については、各種相談窓口や地域活動において、既に多くのケアを必要としている方、ケアを担っている方に出会っています。また、コロナ禍以降急増する生活に困窮する方の相談も多く、その要因には、介護や看護、子育て、病気等様々なケア要因があります。既存の制度との連携を強化しつつ、制度の狭間と言われるような皆様のお声を大切に、独自の取組も実施しながら、社会状況に合わせた社会福祉協議会の役割を果たしていきたいと考えています。

ケアラー支援条例に期待すること

制度や仕組みは作ることがゴールではなく、社会の実情に合わせて皆さんで活用し一緒に作り続けていくことが重要と考えます。そのためにも、「ケアラー」という言葉が独り歩きしないよう、自分ごとでもあるという認識を共有し、行政を含め地域の皆さんと一丸となってよりよい仕組みとしながら、1人でも多くの方の安心や笑顔につながる未来を、社会福祉協議会としても共に作り上げていきたいと思ひます。

ひとりにしない、社会で支えるケアラー支援

(4) 就労とお世話の両立にかかる状況

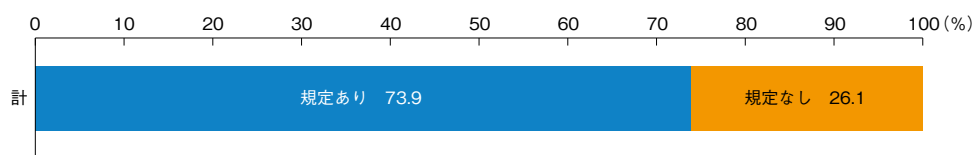
県では、県内の民間事業所における労働者の労働条件等の現状を把握し、各種施策の基礎資料を得ることを目的として、常用労働者5人以上を雇用する事業所のうち、産業別・規模別に層化無作為抽出により選定した事業所に対して実態調査（労働条件等実態調査）を実施しています。（令和4（2022）年度有効回答は675件）

※本項各図表の出典：令和4年度長崎県労働条件等実態調査

①介護休業制度

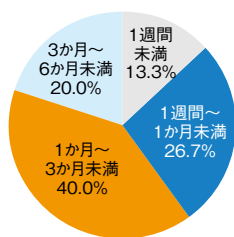
介護休業制度とは、育児・介護休業法に基づき、労働者が事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割して介護休業を取得することができる制度ですが、事業所が定める就業規則に規定があると回答した事業所は73.9%となっています。

図表：介護休業制度の就業規則への規定状況

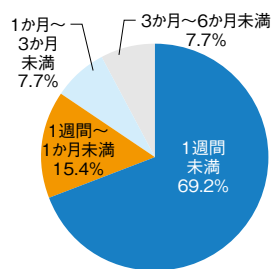


また、介護休業取得者の取得期間は、女性（15人）のうち、「1か月～3か月未満」（40.0%）が最も多く、次いで「1週間～1か月未満」（26.7%）、「3か月～6か月未満」（20.0%）となっています。男性（13人）では、「1週間未満」（69.2%）が最も多くなっています。

図表：介護休業の取得期間（女性）

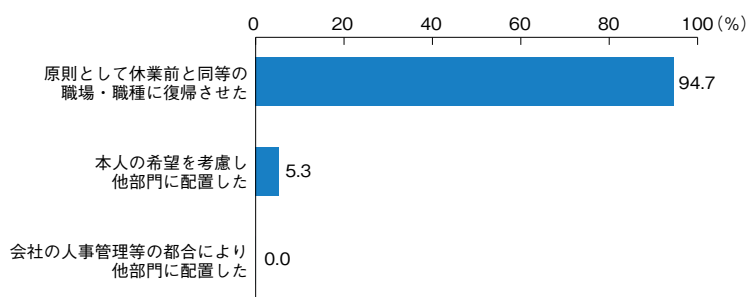


図表：介護休業の取得期間（男性）



復職時の対応は、「原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた」（94.7%）となっています。

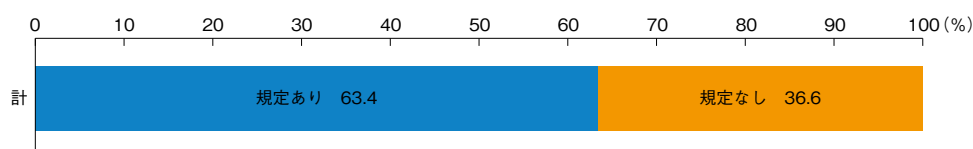
図表：介護休業後の対応状況



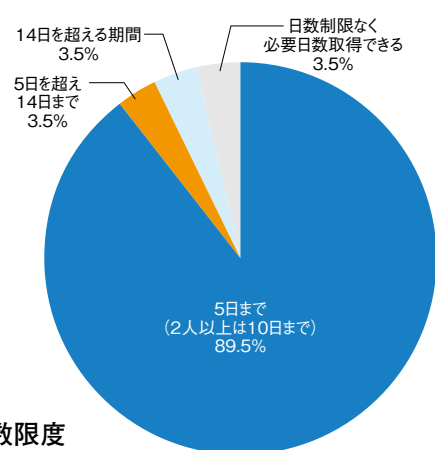
②介護休暇制度

介護や通院の付き添い、介護サービスの手続き、ケアマネージャーとの打ち合わせなどを行うために、年5日（対象家族が2人以上の場合は、年10日）まで、1日または時間単位で取得できる休暇制度ですが、事業所が定める就業規則に規定があると回答した事業所は63.4%となっています。

図表:介護休暇制度の就業規則への規定状況

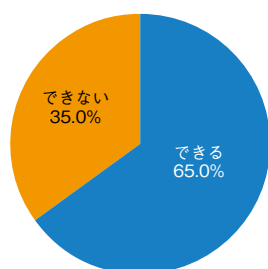


介護休暇制度について、「規定あり」と回答した事業所における取得日数の限度は、「5日まで（2人以上は10日まで）」（89.5%）となっており、法定の範囲内としている事業所が最も多くなっています。

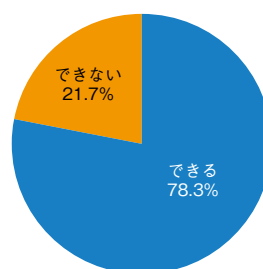


図表:介護休暇の取得日数限度

また、時間単位の取得が「できる」と回答した事業所は65.0%、半日単位の取得が「できる」と回答した事業所は78.3%となっています。



図表:介護休暇の時間単位の取得



図表:介護休暇の半日単位の取得

《コラム》 介護離職防止は事業者にも従業員(ケアラー)にもメリット

長崎県ケアラー支援に関する有識者会議委員 峯下 隆久
(長崎県経営者協会 専務理事)

長崎県経営者協会は、経営者のため日々の経営に直接お役に立つ活動を続けている民間の経済団体です。人事労務分野を中心とした法改正や賃金制度など最新の情報の提供、タイムリーなセミナーや講演会の開催などを行っています。さらに、当協会が加盟している日本経済団体連合会(日本経団連)と連携して、全国的な政策への反映に努めるなど、社会的に意義ある活動を進めています。

ケアラー支援との関係では、当協会は事業者の立場で、従業員が家族を介護する観点での取り組みになります。産業界は労働人口減少による人手不足の状況であり、女性・高齢者・外国人など多様な人材の活躍に取り組んでいるところですが、一方では、介護離職者は全国で年間10万人規模に達しており、貴重な人材を失うことは企業経営に大きな痛手です。各企業は、仕事を辞めることなく働きながら介護をするための会社の制度づくりに取り組むことになります。

具体的には、従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、ケアラーの就労の促進及び継続ができるように就労と介護等との両立の環境の整備に努めます。また、従業員がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うように努めます。

家族の介護を行う労働者の仕事と介護の両立を支援する法律として、「育児・介護休業法」があり、これに基づく介護休業制度等があります。

具体的には、「介護休業」「介護休暇」「所定労働時間の短縮等の措置」「所定外労働の制限」「時間外労働の制限」「深夜残業の制限」「転勤に対する配慮」「不利益取扱いの禁止」「介護休業等に関するハラスメント防止措置」「介護休業給付金」です。企業によっては法律を上回る内容の制度を整備している場合もあります。(仮に自社の制度が整備されていない場合であっても法律が優先されます。)
「これらの制度が勤務先に無かった」「法律や制度を知らなかった」等の理由で介護離職とならないように、当協会としても法律や制度の更なる周知に取り組んでいきます。

ケアラー支援条例に期待すること

「長崎県ケアラー支援条例」と「長崎県ケアラー支援推進計画」の展開により、仕事と介護を両立しやすい職場環境の取り組みへの関心と認知度を高め、介護離職を防止するための取り組みに向けた社会的気運の醸成が図られていくことを切に願っています。

ひとりにしない、社会で支えるケアラー支援

2 長崎県におけるケアラーの現状

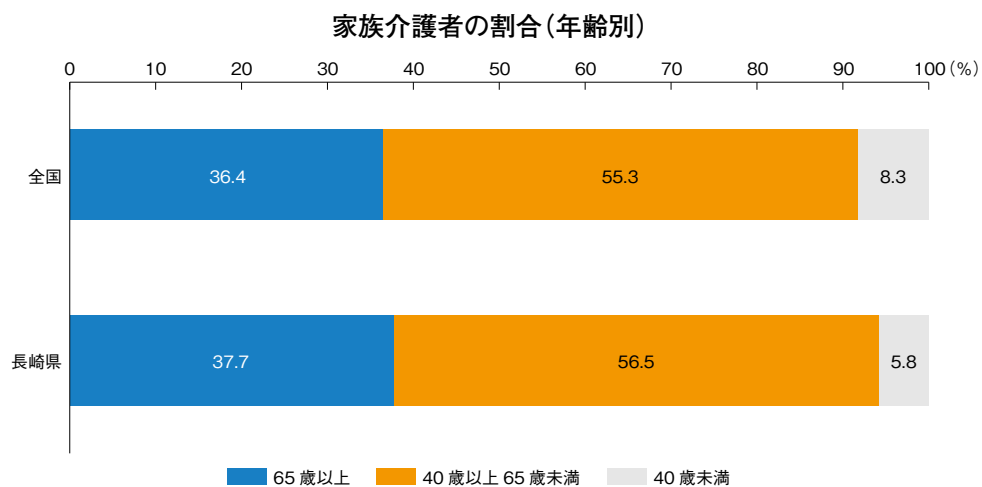
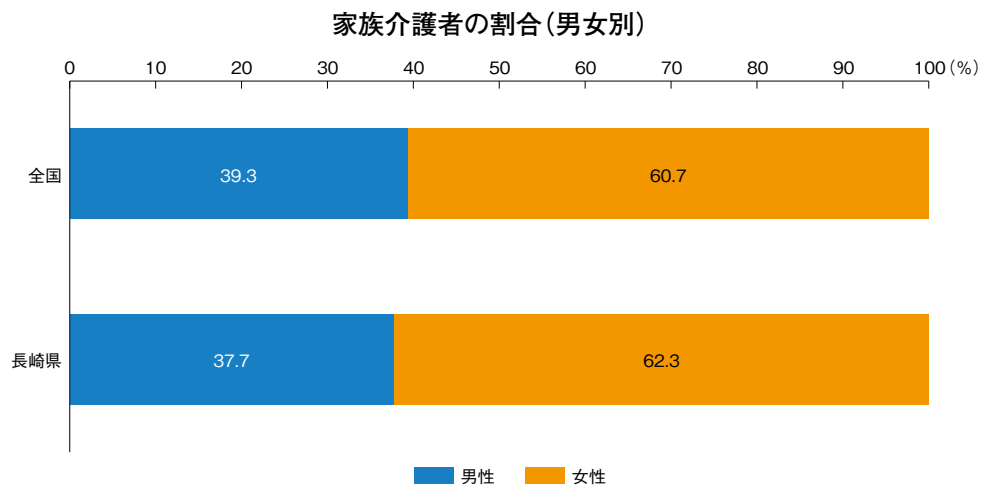
(1) 全国調査等による推計

県内の15歳以上で、ふだん家族の介護をしている方の数は、令和3(2021)年で約6万9千人と推計されており、県内15歳以上の約6.4%となっています。

男女別では、男性が約2万6千人、女性が約4万3千人となっており、全体の約60%を女性が占めています。

年齢別では、65歳以上の方が2万6千人と全体の4割弱となっています。

男女比や年齢比に関しては、全国推計でも同様の傾向となっています。



※総務省「令和3年社会生活基本調査」

(2) 県民意識調査

ケアラー（ヤングケアラー）に関する認識や、県民への啓発を含めケアラー支援のあり方などについて御意見を伺い、今後の施策検討の参考とするため、「ながさきWEB 県政アンケートモニター」を対象として、ケアラー（ヤングケアラー）に関する意識調査を実施しました。その主な結果は、次のとおりとなっています。

調査担当課	長崎県福祉保健部長寿社会課
調査期間	令和5（2023）年1月27日から2月13日（18日間）
回答者	ながさきWEB県政アンケートモニター 275名

【調査結果】

① ケアラー・ヤングケアラーという言葉の認知度

「ケアラー」という言葉は、「ある程度知っている」という回答が半数以上でしたが、「聞いたことがあるが知らない」「全く知らない」を合わせると、約3割の方が認知していない状況でした。

また、「ヤングケアラー」という言葉は、ケアラー認知度をわずかに上回っていました。

Q.あなたは「ケアラー」という言葉を知っていますか。

選択肢	人数	構成比
よく知っている	55	20.0%
ある程度知っている	142	51.6%
聞いたことはあるがよく知らない	51	18.5%
全く知らない	27	9.8%
合計	275	100%

Q.あなたは「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか。

選択肢	人数	構成比
よく知っている	70	25.5%
ある程度知っている	132	48.0%
聞いたことはあるがよく知らない	42	15.3%
全く知らない	31	11.3%
合計	275	100%

Q.「ケアラー」という言葉をどこで知りましたか。（複数回答可）

選択肢	人数	構成比
新聞	101	51.3%
テレビ・ラジオ	167	84.8%
インターネット(SNS)	87	44.2%
県広報誌	14	7.1%
市町村広報誌	11	5.6%
その他の広報誌	12	6.1%
書籍	16	8.1%
講演会・セミナー	8	4.1%
家族や親族、知人からの情報	12	6.1%
その他	7	3.6%
回答者数合計	197	100%

ケアラーという言葉の認知経路については、「テレビ・ラジオ」（84.8%）、「新聞」（51.3%）、「インターネット（SNS）」（44.2%）という方が多数を占めていますが、一部には、書籍や講演会・セミナーという方もいました。

②ケアラーへの支援の意識

「できることがあれば手助けをするか」というお尋ねについて、1割の方が「あまり思わない」「思わない」という答えでした。また、「勉強する機会への参加」については、7割の方が関心を寄せてくださっていますが、手助けよりも低調であることがわかりました。

Q.自分の周りに家族等のケアで困っている人がいたら、できることがあれば手助けしたいと思いますか。

選択肢	人数	構成比
思う	97	35.3%
やや思う	143	52.0%
あまり思わない	30	10.9%
思わない	5	1.8%
合計	275	100%

Q.今後、ケアラー・ヤングケアラーの状況や支援の必要性、ケアラーを孤立させないなどの支援策について知る機会があったら、参加してみようと思いますか。

選択肢	人数	構成比
思う	54	19.6%
やや思う	139	50.5%
あまり思わない	68	24.7%
思わない	14	5.1%
合計	275	100%

③ケアラーへの支援経験

「身近にケアラーがいた」という方が回答者の2割いました。また、「実際に相談を受けたことがある」という方が7%くらいいるということ、さらに、その対応としては、話を聞くだけでなく、アドバイスや定期的な見守りなどの支援をいただいていることがわかりました。

Q.あなたの周りに、ケアラー・ヤングケアラーと思われる人はいます(いました)か。

選択肢	人数	構成比
いる(いた)	55	20.0%
いない(いなかった)	220	80.0%
合計	275	100%

Q.あなたはケアラー・ヤングケアラーから相談を受けたことがありますか。

選択肢	人数	構成比
ある	19	6.9%
ない	247	89.8%
わからない	9	3.3%
合計	275	100%

Q.その方へどのような対応をしましたか。(複数回答可)

選択肢	人数	構成比
話を聞いた	18	94.7%
必要な支援等のアドバイスをした	10	52.6%
相談支援機関の情報を伝え、相談を促した	9	47.4%
相談支援機関に連絡を入れた	2	10.5%
相談を受けて以降、定期的に様子を気にかけている	10	52.6%
上手く対応できなかった	1	5.3%
その他	1	5.3%
回答者数合計	19	100%

④自分にできそうな支援、啓発や施策に関するご提案

このほか、「身近にケアラーがいた場合にできそうな支援」について自由回答を求めました。

項目をまとめると、「話を聞く(相談に乗る)」「相談先や資源を教える」「代わりに(一緒に)相談(連絡)する」「自身の経験や専門性を活かした支援をする」「生活を支援する、経済的支援をする」「ケアラーの仕事との両立を支援する」といった直接支援のほか、「地域資源の開拓・活用など地域に対して動く」というご意見もありました。

県民向けの効果的な啓発についての質問(自由回答)では、「新聞やテレビを通じた情報発信」「自治体広報誌による情報発信(相談先周知)」「SNS等を通じた情報発信」「啓発資材等の制作」「学校でのケアラーに関する理解を深める教育」「学校を通じた情報発信」「講演会・シンポジウムの開催」「街頭や人の集まる場所での啓発活動」といった内容のほか、「自治会役職にケアラー担当者を設ける」「ヤングケアラー月間などの策定」「ポスターや標語の募集」といったご意見をいただきました。

県の施策に対する意見・提案(自由回答)については、「情報発信」「相談しやすい環境づくり、相談先の周知」「ケアラーの生活支援や経済的支援の充実」「ケアラーの心身の健康支援」「関係部署によるケアラーに関する情報共有と支援」「支援を行う人材の育成」といった項目でのご意見がありました。

《コラム》 ケアラー支援条例に期待すること

長崎県ケアラー支援に関する有識者会議委員 岩永 洋一
(日本労働組合総連合会長崎県連合会(連合長崎)事務局長)

連合長崎は、1990年の結成以降、すべての働く者・生活者の立場に立ち、労働組合づくり、雇用・労働条件の維持向上、医療・年金・教育・環境など暮らしの安全・安心にかかわる政策提言、自然災害の復興支援・こども食堂への米支援などのボランティア、平和への取り組みなど広範囲な運動・活動に取り組んでいます。働くうえでの困難が多様化する現在、「包摂」を基底に置き、年齢や性、国籍の違い、障がいの有無などにかかわらず多様性を受け入れ、互いに認め支え合い、誰一人取り残されることのない社会をつくるための活動を行っています。

今回の「ケアラー支援条例」の制定につきましては、本当に有意義な条例になることを期待しています。ケアラーを取り巻く環境は、高齢者、障がい者、難病、児童福祉、教育など多くの分野が関係しています。幅広い連携が必要であり、市町、関係機関・団体等の協力のもと支援体制を強化し、県民の多くがケアラーの問題を理解して、ケアラーが孤立しないよう社会全体で支える機運醸成が必要です。

私たち、労働組合としては、働く者の介護離職者が1年間におよそ10万人いるということや、働きながら介護している労働者が346万人にいることに注目しています。介護労働者の処遇改善とともにケアラーへの支援体制の充実や、仕事と介護の両立支援など、介護離職者がいない社会の実現を目指しています。特に、働きたいのに介護で仕事が続けられないことで貧困に直結することもあり、企業、社会にとっても損失となる大きな問題でもあります。介護を必要とするすべての人のための総合的普遍的な制度へと発展させるということが大切だというふうに連合は考えています。

また、ヤングケアラーやひとり親世帯など複合的な課題を抱える世帯は、早期発見と積極的なアウトリーチによる包括的かつ伴走型の支援が重要です。そのための支援体制の強化が必要です。

現在、介護休業制度・介護休暇など法制度もありますが、利用しやすい環境づくりがさらに必要であると同時に、様々な公的な支援・施策の充実が必要です。この「ケアラー支援条例」の制定を機に、誰一人取り残されることのない社会、より良い社会となることに期待します。

ひとりにしない、社会で支えるケアラー支援

(3) ケアラー実態調査

計画を策定するにあたって、ケアラー本人が抱える悩みのほか、支援機関における取組状況などを把握し、支援を必要としているケアラーの早期発見や適切な支援につなげるための方策を検討するため、「ケアラー実態調査」を実施しました。

調査報告書は県ホームページでも公表しています。

①調査の対象、期間、方法

i 当事者(ケアラー本人)への調査

調査期間 令和5(2023)年7月10日から9月4日まで

調査対象者 以下の区分のとおり

区 分	標本数	回答数	回答率
主に高齢者のケアラー	1,530	581	38.0%
主に障害者(児)のケアラー	459	69	15.0%

調査方法 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所を通じ、調査票を1か所につき3名ずつ抽出し配布し、郵送により回収

ii 支援機関への調査

調査期間 令和5(2023)年8月18日から9月29日まで

調査対象機関 以下の区分のとおり

区 分	標本数	回答数	回答率
地域包括支援センター	52	28	53.8%
居宅介護支援事業所	457	241	52.7%
障害者(児)相談支援事業所	150	38	25.3%
生活困窮者自立相談支援機関	22	20	90.9%
合計	681	327	48.0%

調査方法 各機関に調査票を送付し、回答は県WEBアンケートシステムを活用

②主な調査項目

i 当事者向け調査

- ・ケアラー自身の属性（主にケアを担っている方の性別、年齢、就労状況）
- ・お世話の相手の状況（ケアラーとの関係、ケアが必要な理由）
- ・ケアの状況（期間、内容、悩み）、サービス利用状況
- ・ケアラーの生活状況（健康状態、生活や就労への影響）、悩み など

ii 支援機関向け調査

- ・ケアラー支援に関する認知度
- ・ケアラーの抱える悩み等に関する相談対応の状況
- ・ケアラー支援に関する直接支援及び啓発や地域支援等間接支援の内容
- ・支援につながっていない事例への対応、その他自由意見

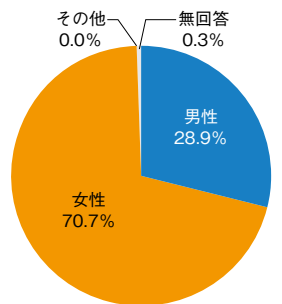
③主な結果

i 当事者（ケアラー本人）への調査

●ケアラーの性別

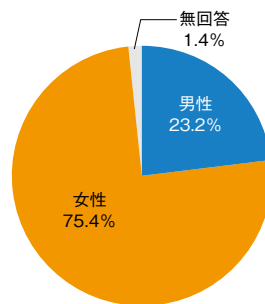
ケアラーの性別では、女性の割合が多い状況でした。

<高齢者のケアラー>



n=581

<障害者のケアラー>

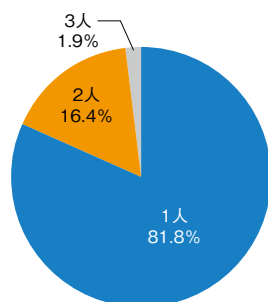


n=69

●お世話をしている相手の数 ※回答は3人までと限定した

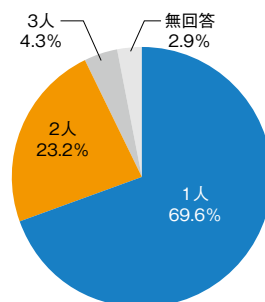
「ダブルケア」「トリプルケア」の方が一定数存在していました。

<高齢者のケアラー>



n=581

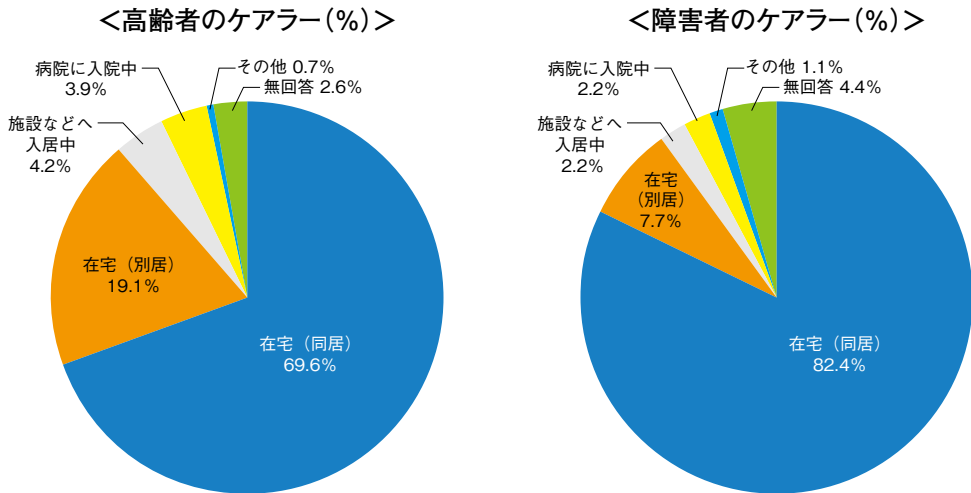
<障害者のケアラー>



n=69

●お世話をしている相手の生活場所

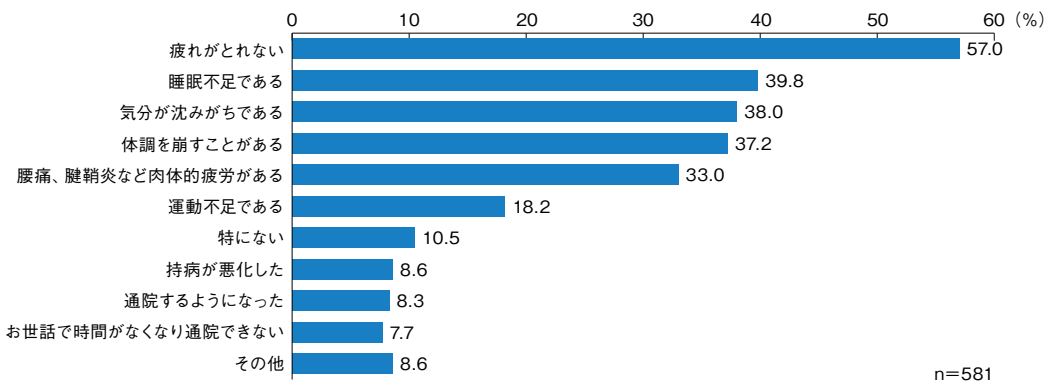
特に高齢者のケアラーでは、お世話の相手が「別居」という方が2割程度であり、なかには県外という方もいました。



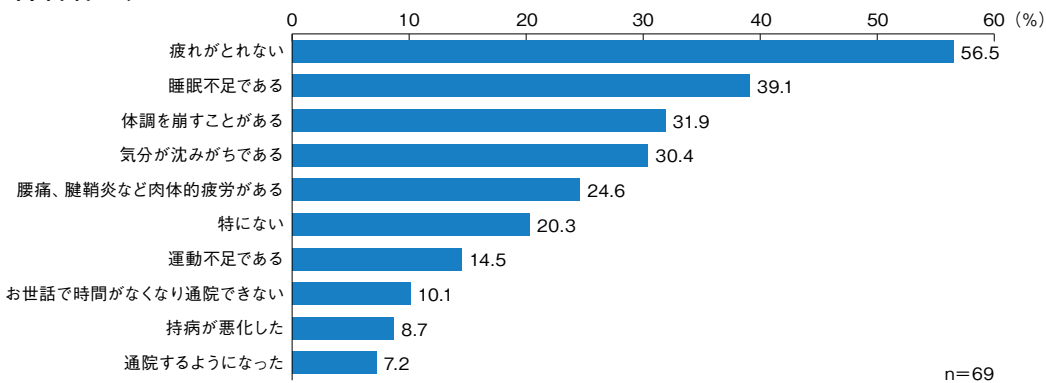
●ケアラーの健康面への影響

お世話による健康への影響は、「疲れがとれない」が半数以上の方で見られ、「睡眠不足である」、「気分が沈みがちである」「体調を崩すことがある」という方も多くいました。

<高齢者のケアラー>



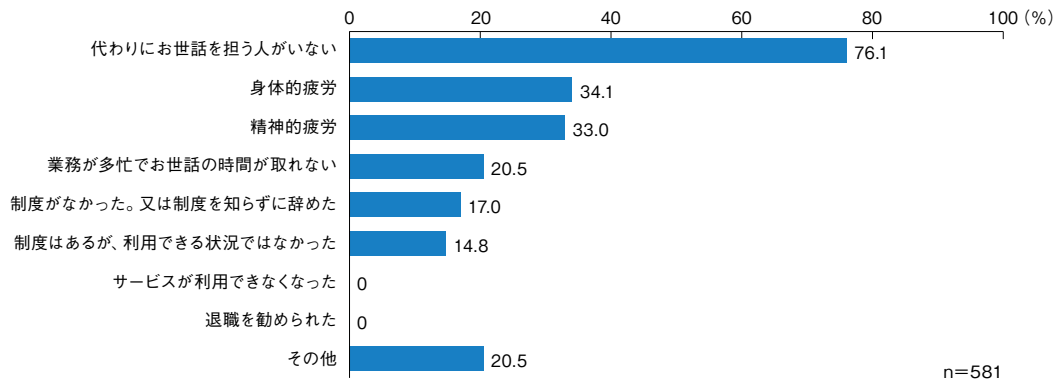
<障害者のケアラー>



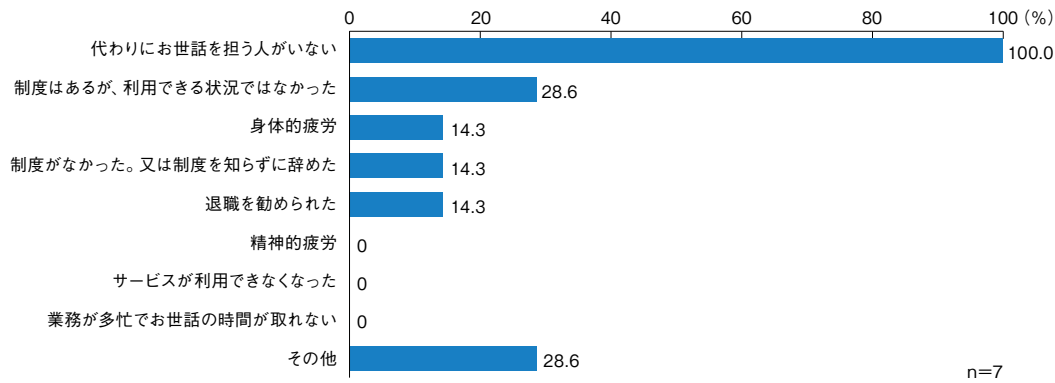
●就労状況の変化(表:お世話をするを機に退職した理由)

お世話のために、勤務時間を減らしたり、転職・退職をしたという方が、いずれも全体の3割程度いましたが、特に「退職の理由」については、「代わりにお世話を担う人がいない」という方がほとんどを占めていました。

<高齢者のケアラー>



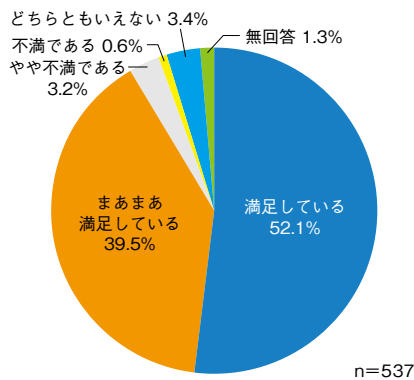
<障害者のケアラー>



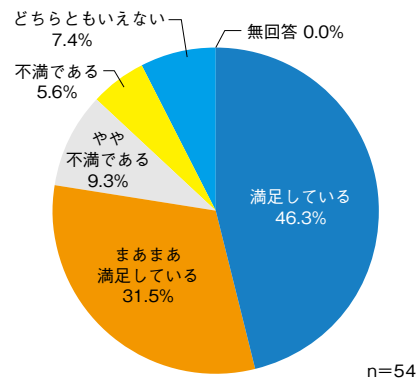
●公的支援利用の満足度

公的支援(サービス)を利用している方が大半を占めていますが、その満足度についても、多くの方が「満足」「まあまあ満足」となっていました。

<高齢者のケアラー>



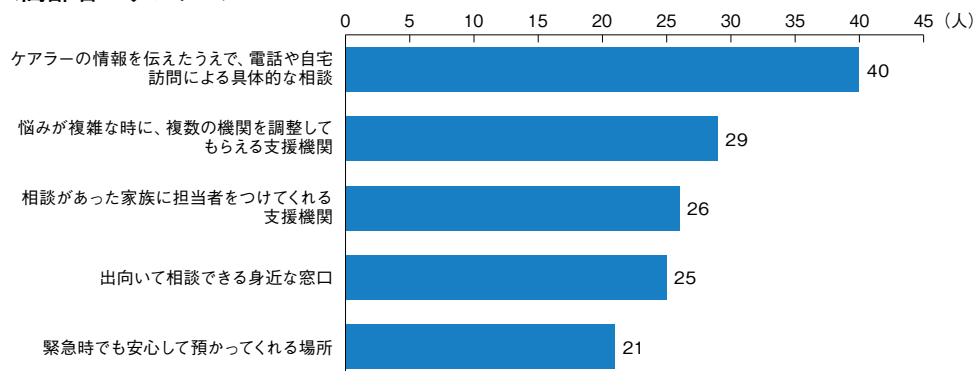
<障害者のケアラー>



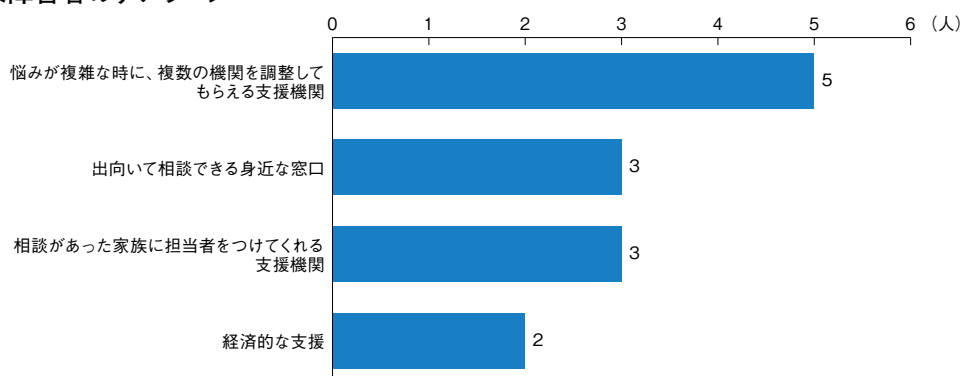
●ケアラーに最も必要な支援（選択肢から1点だけ回答）

最も必要な支援としては、複雑な悩みを「相談」「調整」できる場を求める方が多い状況でした。

<高齢者のケアラー>



<障害者のケアラー>



また、「ケアラーに必要な支援」について、選択肢から複数回答形式で回答いただいたところ、高齢者のケアラーでは、「緊急時でも安心して預かってくれる場所」「自分がお世話をできなくなった後に代わりにお世話をする方の確保」「お世話が必要な方の短期入所（ショートステイ）」といった支援を求める方が多く、障害者のケアラーでは、「自分がお世話をできなくなった後に代わりにお世話をする方の確保」「悩みが複雑な時に、複数の機関を調整してもらえる支援機関」、「相談があった家族に担当者をつけてくれる支援機関」、「緊急時でも安心して預かってくれる場所」といった支援を求める方が多くいました。

《コラム》 認知症を含む全ての障がい者に、ケアラー支援で住みよい社会の実現を！

長崎県ケアラー支援に関する有識者会議委員 神原 千代子
((公社)認知症の人と家族の会長崎県支部 代表)

私たち認知症の人と家族の会(以下「家族の会」)は、1980年に京都で産声をあげました。長崎県支部は、6年後の1986年の結成から今年で38周年を迎えています。

現在は、47都道府県に支部がある認知症の人と家族の当事者団体です。

40年余りの時を経て、当時は呆け老人を抱える家族の仲間同士がつどい、悩みを共有し、専門家にアドバイス等受けながら、困りごとや課題を丁寧に社会にも発信してきました。家族の会の名称も、2005年からは「呆け老人」から「認知症の人」へと替わり、2000年からは介護保険制度が創設され、少しずつ認知症の人への施策も充実しています。しかし、社会の制度が充実し、相談できる場所や利用できる施設が増加しても地域社会の中で、「認知症であることを知られたくない」方は、まだまだ沢山おられます。

「家族の会のつどい」では、介護を経験した立場から、このような方の悩みや苦しみに寄り添いながら、解決の糸口を一緒に考えます。そして、少しずつ前へ進む勇気が湧いてこられる様子に、私たちも元気をいただいています。介護体験談を発表された方は、口々に、「乗り越えられたのは家族の会のおかげ」と話して下さいます。

認知症の人、家族が「隠したい気持ち」は、やはり地域社会の偏見に他なりません。認知症の理解を深めるため、普及・啓発活動として重点的に実施しているのが9月の「世界アルツハイマー月間」の活動です。ポスター・リーフレットの掲示や配布、講演会や街頭活動、シンボルカラーのオレンジライトアップ等、長崎県や各市町のご協力もいただきながら取り組んでいるところです。

ケアラー支援条例に期待すること

「長崎県ケアラー支援条例」の推進計画は、家族の会の理念でもある「認知症になっても安心して暮らせる社会」の実現へ大きく前進するものだとの確信いたします。

昨年6月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が可決成立し、本年1月1日から施行されたことも、ケアラー支援の後押しになると大いに期待されます。

推進計画を具体的に実のあるものにするために、行政は後方支援に廻っていただく形で、有識者会議メンバーを含む民間主導の「長崎ケアラーネット」の創設を提案いたします。長崎県が離島を多く抱える特性から、離島を取り残さない姿勢が大切です。

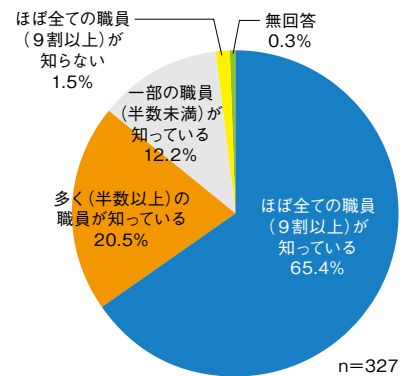
私は、長崎県職員として2度の離島保健所勤務を経験した立場から、本土では中々理解されにくい離島の問題があると感じます。県内の様々な問題や課題をフィードバックさせながら、今後よりよい推進計画の進展が叶ってほしいと切望いたします。

ひとりにしない、社会で支えるケアラー支援

ii 支援機関への調査

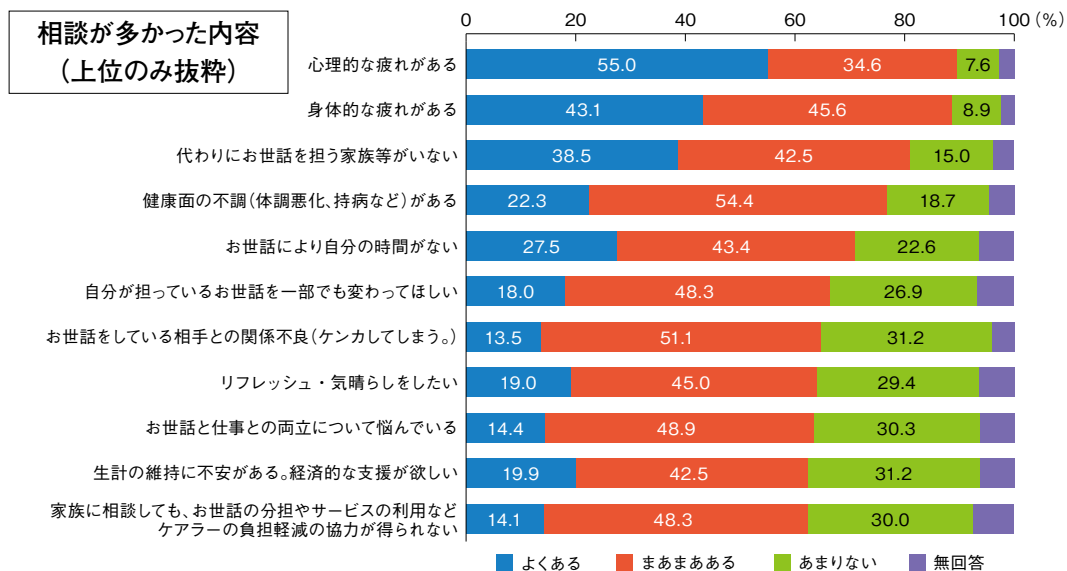
●ケアラーに関する認知度

支援機関内の「ほぼすべての職員が知っている」と回答したところは、全体の3分の2程度にとどまっています。



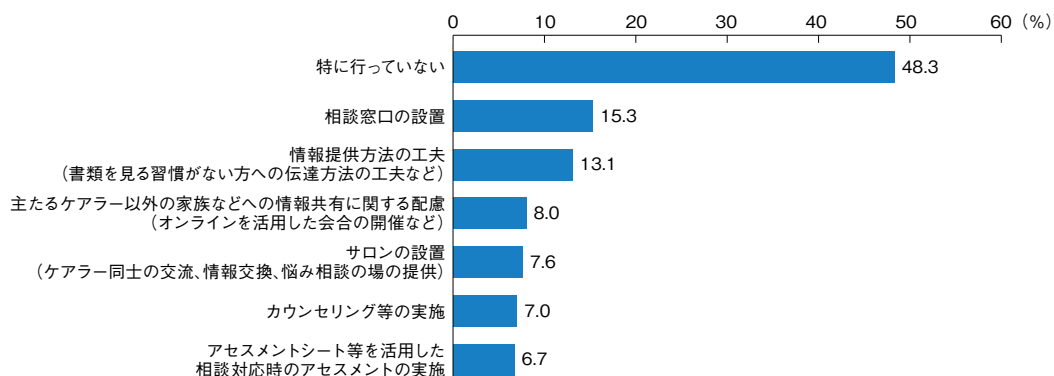
●ケアラーからの相談受付内容(相談が多かった内容)

ケアラーからの相談に関しては、「心身の疲労・体調不良」「代わりお世話を担う人がいない・協力が得られない」「お世話により自分の時間が無い・リフレッシュしたい」「お世話と仕事との両立・生計の維持の心配」といった内容が多くありました。



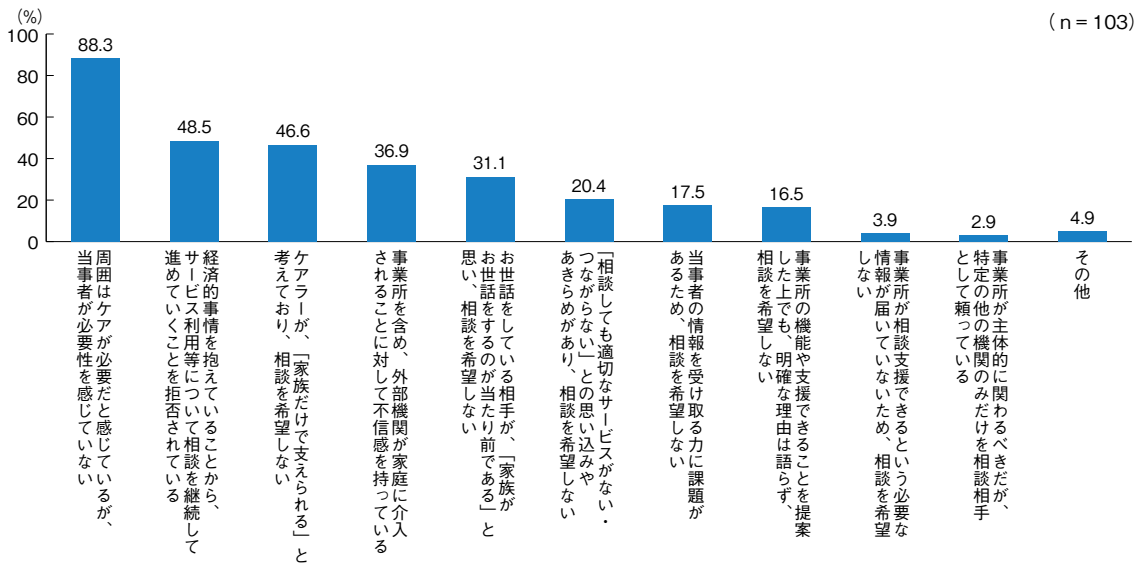
●ケアラー本人へ直接的な支援

ケアラー本人への直接的な支援内容としては、「特に行っていない」という回答が多かったですが、「ケアラーに対する相談窓口の設置」「情報提供の工夫」などの支援がありました。



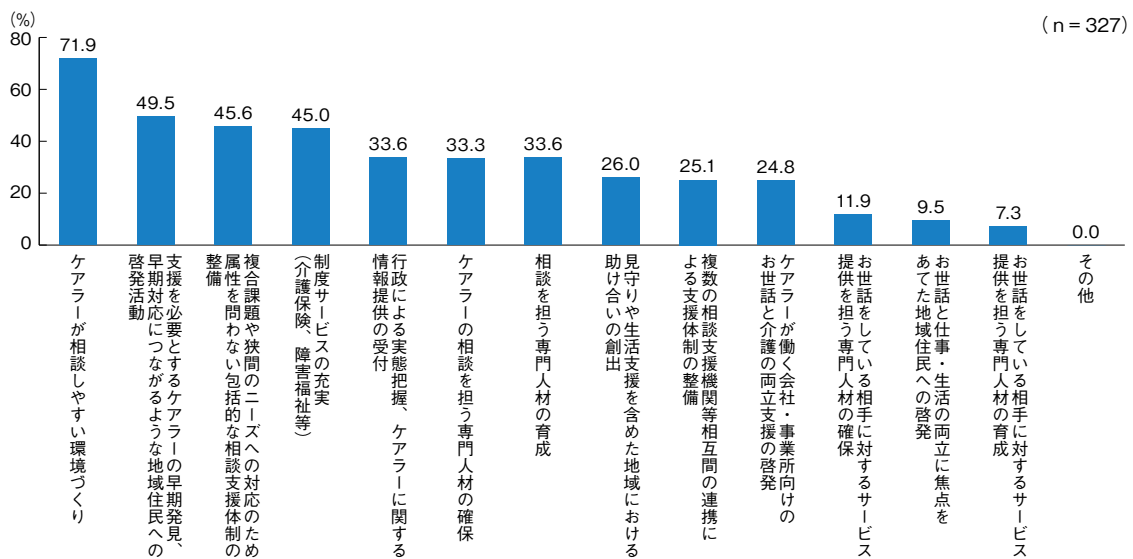
●相談につながらず心配な事例

「介護」「看病」「子育て」「障害関係」「療育」「生活困窮」などのケアを必要としている方で、相談につながらず、心配している事例があると回答した事業所が全体の3割程度ありました。その理由については、「当事者が必要と感じていない」「経済的理由からサービス利用に関する相談が続かない」「当事者が、家族だけで支えられると考えている」「外部機関が家庭に介入することへの不信感」といったものがありました。



●県や市町が取り組むべき事項

ケアラーに対して必要な支援を実現するために、県や市町が取り組むべき事項について、「ケアラーが相談しやすい環境づくり」、「ケアラーの早期発見、早期対応のための啓発活動」、「複合課題や狭間のニーズに対応できる相談支援体制整備」、「制度・サービスの充実」といったものが多くありました。



《コラム》 当事者（障がい者のきょうだい）として

長崎県ケアラー支援に関する有識者会議委員 守永 恵
(公募委員・特定非営利活動法人「ちいきのなかま」事務局長)

私の弟は2人いて、その1人は自閉症で重度の知的障がい者です。弟が11歳の時に、母が体調を崩し緊急一時保護で施設入所、以後40年以上、山梨県の施設で暮らしています。私は「障がい者のきょうだい」で私の家族は一時期「機能不全」な状態でした。

私って「ヤングケアラー」だったんだ。その新しい名前と意味を知った時は、違和感もありましたが、社会的な認知の広がりにはうれしいことだと思いました。

私はご縁があって39年前に佐世保市で暮らし始め、長く子育て支援の仕事をしています。市民活動の期間も含め、もう35年以上、現在は63歳です。市民活動からNPO法人立ち上げのプロセスはそれなりに大変でした。夫の家族の看取り、介護、3人の子どもの子育てをしながらの仕事の継続はダブルどころかトリプルケアで、私はずっと走り続けてきたように思います。

そんな日々の中、36歳の時に不思議な体験をします。その日、私は10歳の長男を叱りました。長男の悲しそうな顔と向き合ったその瞬間から、私は自分の子どもの頃の記憶を思い出すようになりました。それは、障がいのある弟の子育てに疲れ混乱した家族の状況と、その中で、関係改善に努力して、でも子どもの自分の無力さを思い知らされた9歳の時の記憶でした。その頃からの悲しい記憶を、私は心の奥底にしまい込んで生きてきたのだと思います。

その後私は50代でうつ病になり、カウンセリングや自助グループとの関わりを持ち、自分の問題と向き合いました。それは、今思うと大きな転機だったのだと思います。

同じ時期、私の両親の老いに伴い遠距離介護が始まりました。帰省の折には、施設にいる弟を連れ帰り、両親と共に過ごしました。事情があり、ずっと疎遠だった健常の弟とも関係修復し、母の看取りの時には心をひとつにして温かく見送ることが出来ました。家族は時折再生できる可能性があります、もちろん、できないこともあります。

今、私は仕事の中で「きょうだい」に出会います。理不尽な立場に置かれている方もいて、その方にケアが必要なこともあります。私のように情報があれば、また機会に恵まれれば自分で何とか生きる人もいて、ややこしくて申し訳ないのですが、そこを含めて「ケアラー・ヤングケアラー」への理解が広がることのお手伝いできたらと思っています。



↑ NPO法人
ちいきのなかまHP

ひとりにしない、社会で支えるケアラー支援

(4) ヤングケアラー実態調査

計画を策定するにあたって、ヤングケアラーの生活状況やケアの実態、本人が抱える悩み、学校における状況などを把握し、支援を必要としているヤングケアラーの早期発見や適切な支援につなげる方策を検討するため、「ヤングケアラー実態調査」を実施しました。

調査報告書は県ホームページでも公表しています。

①調査の対象、期間、方法

i 児童・生徒への調査

調査期間 令和5(2023)年6月30日から8月1日まで

調査対象者 以下の区分のとおり

区 分	標本数	回答数	回答率
県内公立小学校6年生	11,344	9,226	81.3%
県内公立中学校2年生	10,826	8,224	76.0%
県内公立(全日制・定時制)高校2年生	7,520	6,187	82.3%

調査方法 各学校を通じ、調査票を児童生徒に配布し、学校集約のうえ回収

ii 学校への調査

調査期間 令和5(2023)年8月10日から9月19日まで

調査対象機関 以下の区分のとおり

区 分	標本数	回答数	回答率
県内公立小学校	311	303	97.4%
県内公立中学校	168	158	94.0%
県内公立高等学校(全日制・定時制)	65	52	80.0%
合計	544	513	94.3%

調査方法 回答は県WEBアンケートシステムを活用して実施

②主な調査項目

i 児童・生徒向け調査

- ・基本情報(住んでいる市町、家族構成、健康状態)
- ・学校生活の状況や普段の生活での悩み
- ・ケアを担っている人の有無とその続柄(祖父母、父母、きょうだい)
- ・ケアの状況や悩み、相談先 など

ii 学校向け調査

- ・基本情報(回答者の役職、学校の所在地など)
- ・ヤングケアラーへの認識や実態把握状況
- ・ヤングケアラー事例への対応状況 など

③主な結果

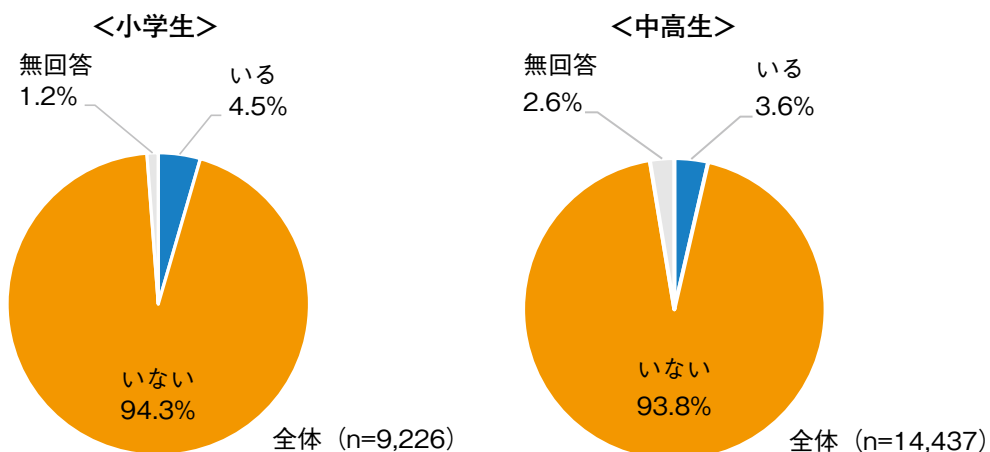
i 児童・生徒向け調査

●お世話をしている家族の有無

家族の中にあなたがお世話をしている人が「いる」と回答した割合は、小学生が4.5%、中学生が4.1%、高校生が2.9%となりました。

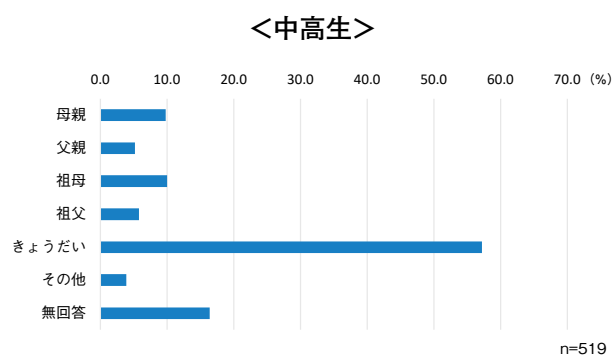
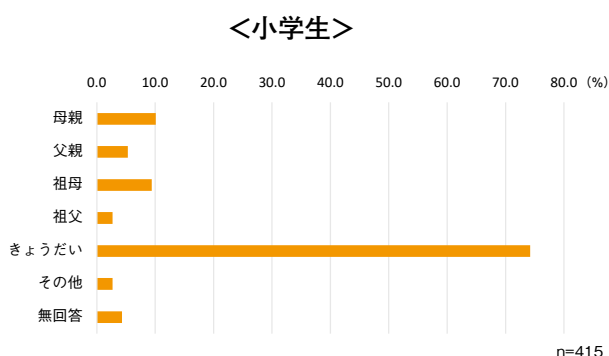
(%)

区分	サンプル数	いる	いない	無回答
小学生	9,226	4.5	94.3	1.2
中学生	8,224	4.1	93.0	2.9
高校生	6,187	2.9	94.9	2.2



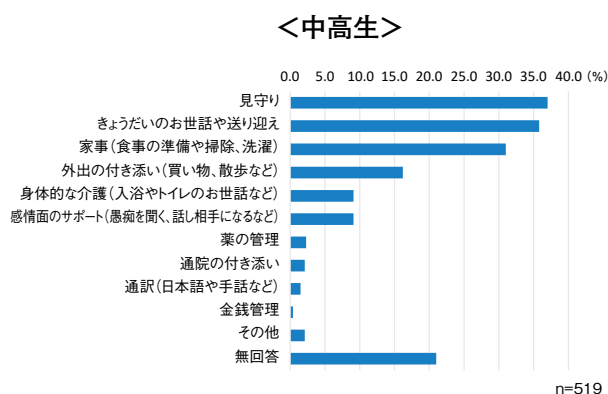
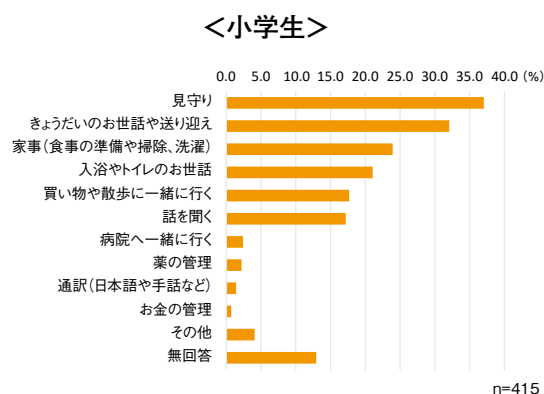
●お世話をしている家族

お世話をしている家族としては、全学校種において「きょうだい」が最も多くなっており、次いで多いのは、「母親」や「祖母」となっています。



●お世話の内容

どのようなお世話をしているかについては、「見守り」が全学校種で最も多くなっており、次いで「家事」や「きょうだいの送り迎え」となっています。特に高校生では、「家事」が「見守り」とほぼ同等の割合となっています。



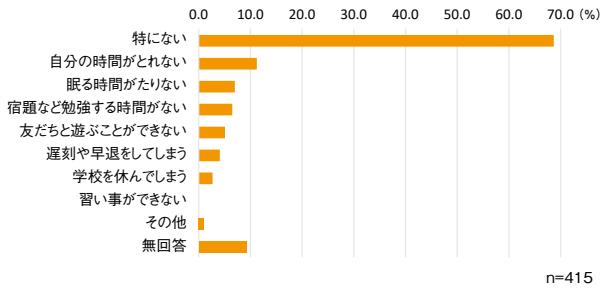
※参考: 中学生内訳

	サンプル数	家事(食事の準備や掃除、洗濯)	きょうだいのお世話や送り迎え	身体的な介護(入浴やトイレのお世話など)	外出の付き添い(買い物、散歩など)	通院の付き添い	感情面のサポート(愚痴を聞く、話し相手になるなど)	見守り	通訳(日本語や手話など)	金銭管理	薬の管理	その他	無回答
全体	519	31.0	35.8	9.1	16.2	2.1	9.1	37.0	1.5	0.4	2.3	2.1	21.0
中高別	中学生	336	28.3	38.7	6.8	18.5	1.8	6.0	36.6	1.2	0.3	1.8	21.4
	高校生	182	36.3	30.8	13.2	12.1	2.7	14.8	37.9	2.2	0.5	1.6	19.8

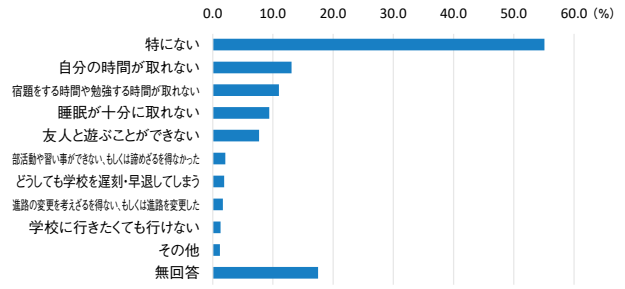
●お世話をしていることによる経験

お世話をしていることにより経験したこととしては、全学校種で「特になし」が最も多くなっており、「自分の時間が取れない」「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」が続いています。

<小学生>



<中高生>



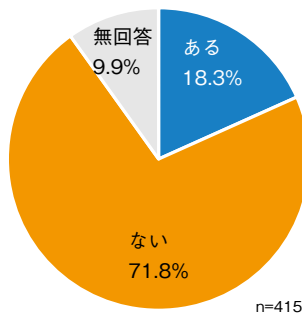
※参考: 中高生内訳

	サンプル数	も学校に行きたくて	遅刻・早退してしま	どうしても学校を	勉強する時間が取	宿題をする時間や	睡眠が十分に取れ	友人と遊ぶことが	部活動や習い事が	進路の変更を考え	自分の時間が取れ	その他	特になし	無回答
全体	519	1.3	1.9	11.0	9.4	7.7	2.1	1.7	13.1	1.2	55.1	17.5		
中高別	中学生	336	1.2	1.8	8.3	8.0	7.4	0.6	0.3	10.1	0.9	58.3	19.6	
	高校生	182	1.6	2.2	15.9	12.1	8.2	4.9	4.4	18.7	1.6	49.5	13.2	

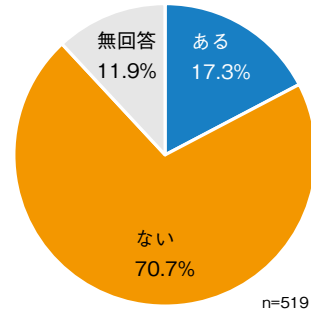
●お世話をしていることの相談

お世話をしていることについて相談した経験の有無については、いずれの学校種でも「ない」が7割を占め、相談をしたことがない人が多いことがわかりました。

<小学生>



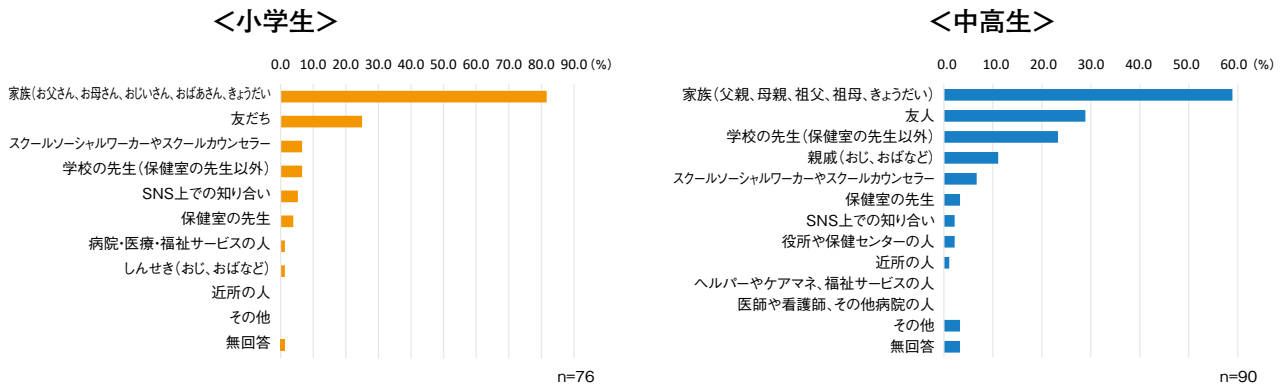
<中高生>



※参考: 中高生内訳

	サンプル数	ある	ない	無回答
全体	519	17.3	70.7	11.9
中高別	中学生	14.3	73.5	12.2
	高校生	23.1	65.9	11.0

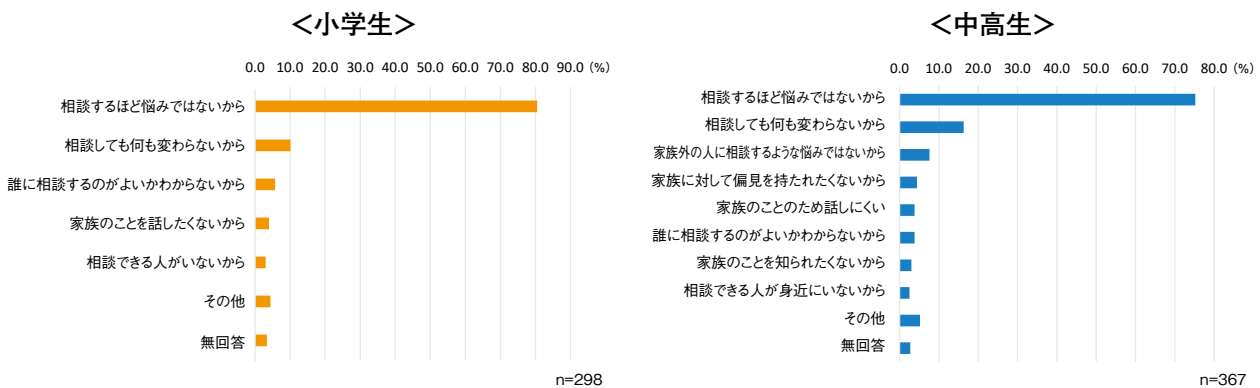
相談をしたことが「ある」場合の相談相手については、全学校種で「家族」が最も多くなっていますが、中高生では「友人」や「学校の先生」の割合も高くなっています。



※参考: 中高生内訳

	サンプル数	家族(父親、母親、きょうだい)	親戚(おじ、おばなど)	友人	学校の先生(保健室の先生以外)	保健室の先生	スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー	医師や看護師、その他病院の人	福祉サービスの人	ヘルパーやケアマネ、福祉サービスの人	役所や保健センターの人	近所の人	SNS上での知り合い	その他	無回答
全体	90	58.9	11.1	28.9	23.3	3.3	6.7	0.0	0.0	2.2	1.1	2.2	3.3	3.3	
中高別	中学生	48	60.4	10.4	29.2	2.1	4.2	0.0	0.0	2.1	2.1	2.1	4.2	4.2	
	高校生	42	57.1	11.9	28.6	31.0	4.8	9.5	0.0	0.0	2.4	0.0	2.4	2.4	

相談したことがない理由については、いずれの学校種でも「相談するほどの悩みではないから」が圧倒的に多くなっていますが、次いで多いのは「相談しても変わらないから」となっています。

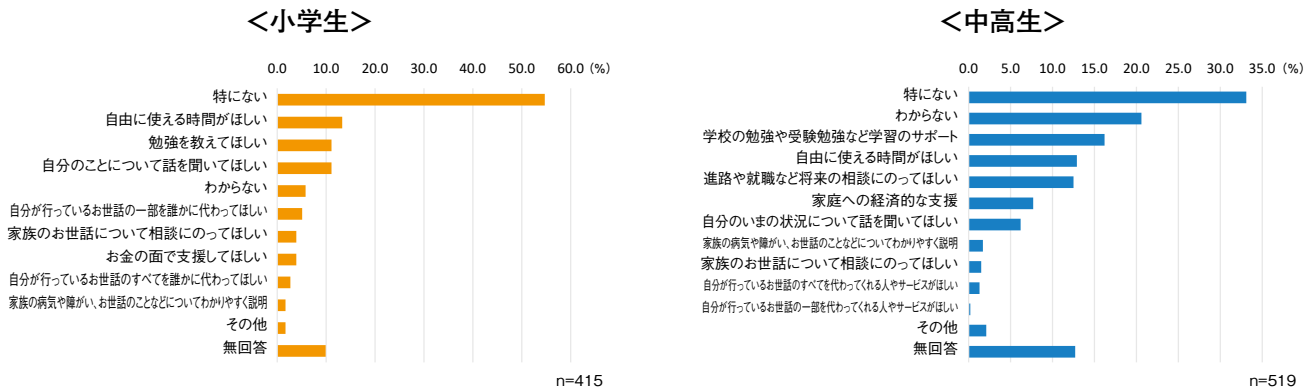


※参考: 中高生内訳

	サンプル数	相談するほど悩みではないから	相談しても何も変わらないから	誰に相談するのがよいかわからないから	家族外の人に相談するような悩みではないから	家族に対して偏見を持たれたくないから	家族のこのため話にくい	誰に相談するのがよいかわからないから	家族のことを知られたくないから	相談できる人が身近にいないから	その他	無回答
全体	367	75.2	7.6	3.8	2.5	3.8	3.0	4.4	16.3	5.2	2.7	
中高別	中学生	247	75.3	6.1	5.3	2.0	3.6	3.2	4.9	17.0	5.7	2.4
	高校生	120	75.0	10.8	0.8	3.3	4.2	2.5	3.3	15.0	4.2	3.3

●助けてほしいことや必要としている支援

学校や周りの大人に助けてほしいことや、必要としている支援については、いずれの学校種でも「特になし」が最も多くなっていますが、特に中高生においては、学習面のサポートや将来に関する相談などを希望している割合も多くなっています。

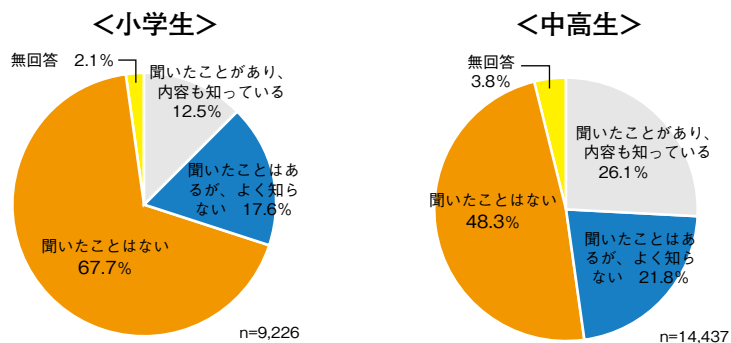


※参考: 中高生内訳

	サンプル数	自分のいまの状況について話を聞いてほしい	家族のお世話について相談にのってほしい	家族の病気や障がい、お世話のことなどについてわかりやすく説明してほしい	自分が行っているお世話をすべてを代わってほしい人	自分が行っているお世話を代わってほしい人	自由に使える時間がほしい	進路や就職など将来の相談にのってほしい	学校の勉強や受験勉強など学習のサポート	家庭への経済的な支援	わからない	その他	特になし	無回答
全体	519	6.2	1.5	1.7	1.3	0.2	12.9	12.5	16.2	7.7	20.6	2.1	33.1	12.7
中学生	336	6.5	1.5	1.8	1.2	0.0	12.8	13.4	19.6	6.0	20.5	1.8	32.4	13.4
高校生	182	4.9	1.6	1.6	1.6	0.5	13.2	11.0	9.9	11.0	20.9	2.7	34.6	11.5

●ヤングケアラーの認知度

ヤングケアラーという言葉を知ったことがある人は、小学生では3割程度にとどまっていますが、年齢が上がるにつれ上昇し、高校生では6割程度となっています。しかし、内容まで知っているという人は高校生でも4割に満たない結果となりました。



※参考：中高生内訳

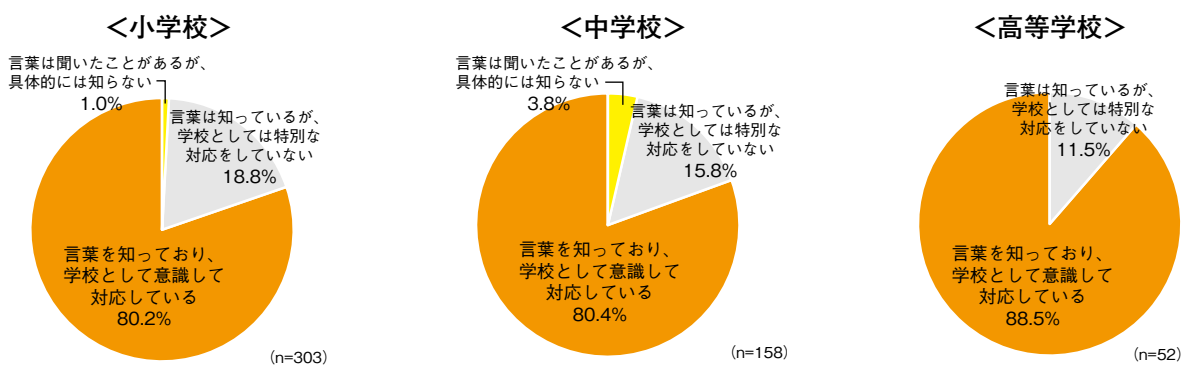
(%)

	サンプル数	聞いたことがあり、内容も知っている	聞いたことはあるが、よく知らない	聞いたことはない	無回答
全体	14,437	26.1	21.8	48.3	3.8
中高別					
中学生	8,224	16.9	21.5	57.7	4.0
高校生	6,187	38.5	22.2	35.8	3.4

ii 学校向け調査

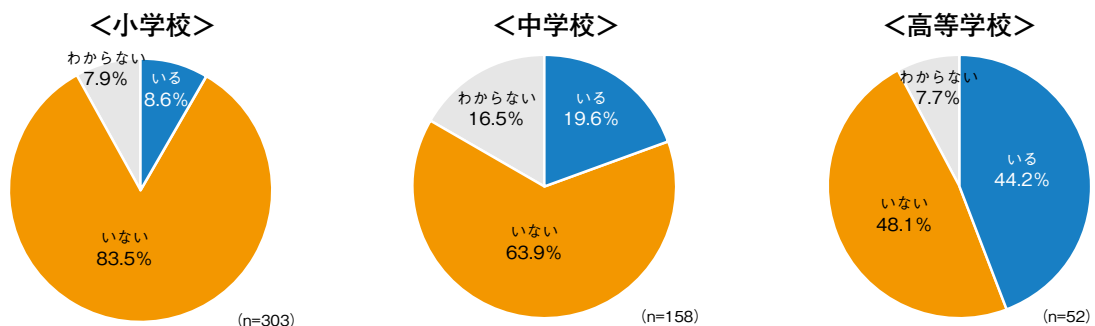
●ヤングケアラーの認知度

ほぼ全ての学校がヤングケアラーという言葉を知っており、そのうえで「学校として意識して対応している」の割合も8割を超えています。



●ヤングケアラーと思われる子どもの有無

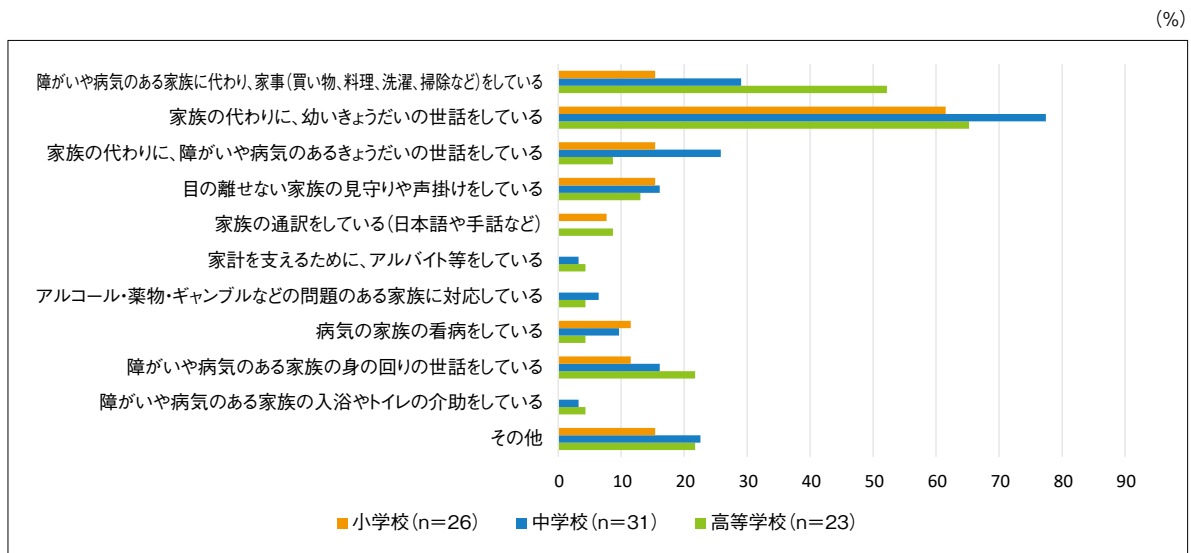
ヤングケアラーと思われる子どもが校内に「いる」と回答した割合は、小学校、中学校、高校の順に高くなっており、高校では4割を超えています。



●ヤングケアラーと思われる子どもの状況

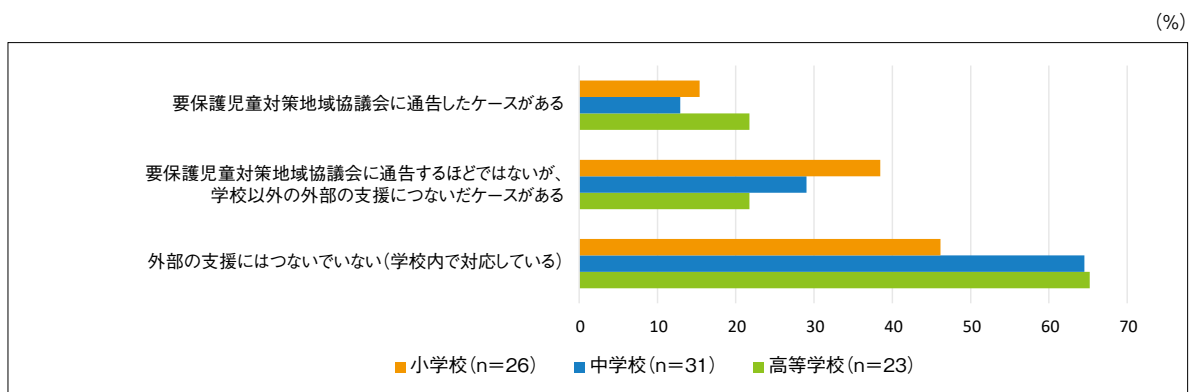
ヤングケアラーと思われる子どもが「いる」と回答した学校における子どもの状況としては、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が最も高くなっています。

高校では「障がいや病気のある家族に代わり、家事をしている」が小学校・中学校と比較して高くなっています。



●外部の支援につないだケースの有無

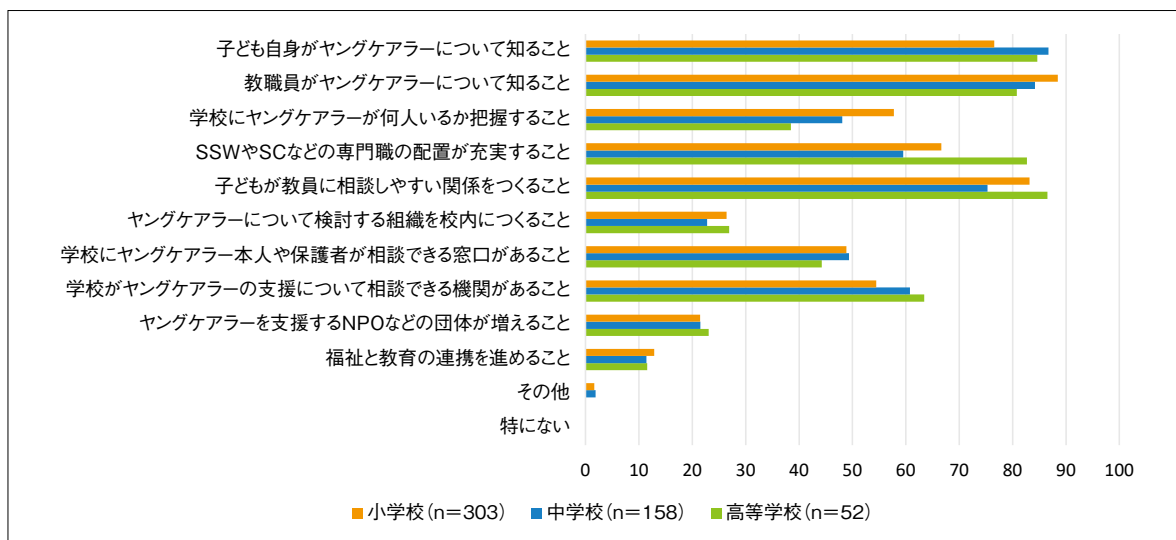
ヤングケアラーが「いる」と回答した学校で、要保護児童対策地域協議会への通告のほか、何らかの外部の支援につないだケースの有無については、「外部の支援にはつないでいない(学校内で対応している)」が最も多くなっています。



●ヤングケアラーの支援のために必要だと思うこと

ヤングケアラーの支援のために必要だと思うことについては、「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」「教職員がヤングケアラーについて知ること」「子どもが教員に相談しやすい関係をつくること」が多くなっています。また、「スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）などの専門職の配置が充実すること」も多くなっています。

(%)



《コラム》 子どもたちが学びやすく、優しくたくましくなるために

長崎県ケアラー支援に関する有識者会議委員 市丸 智基
(長崎県高等学校長協会公立部会生徒指導委員長(西彼農業高等学校長))

県高等学校長協会公立部会には生徒指導委員会があり、高校生の生活全般に関する委員会を担当しています。主な活動としては、次のような取り組みを進めています。

1) 「高校生さわやか運動」の企画・運営

・県教育委員会と連携し長崎県の高校生のマナーアップ運動を11月に行っています。関係機関や交通機関でポスターを掲示し、挨拶・服装・マナー・環境の向上を目指しています。

2) 高等学校間での情報共有と協議

・県内をはじめ、九州や全国区で連携して取り組んでいます。

3) 関係団体との連携・協議

・「県青少年育成県民会議」「長崎っ子」のためのメディア環境協議会」「県いじめ問題等対策関係機関会議」をはじめ、中学校校長会とも連携しています。

この度は教育機関の代表として、長崎県ケアラー支援に関する有識者会議に参加させていただきました。義務教育から高等学校までの学校では、長崎県の将来を担う子どもたちを様々な視点から支えていくことは最重要と位置づけています。特に、生徒の生活地域や家庭環境はそれぞれに異なり、個性や考え方など生徒自身を理解して関わることが教育機関では大切です。そのような学校では生徒たちは希望をもって学ぶことができ、保護者の援助や関係機関の協力のもとに自身の可能性を大きく広げていきます。

長崎県ケアラー支援に関する有識者会議の中で、小中高を対象にヤングケアラー実態調査が行われました。調査結果では子どもたち自身がヤングケアラーという自覚がなく、当事者やその家族にも正しい知識がありません。そのためか困ったときは相談するという考え方、また、相談先を検討することも難しく何らかの対策が必要です。



ケアラー支援条例に期待すること

- ・私は、将来の長崎県を担う子どもたちが「長崎県ケアラー支援推進計画」において、さらに学びやすく、そして、優しくたくましく自身の可能性を広げることを願っています。
- ・教育機関や市町の福祉担当が連携し、子どもたちに対してヤングケアラーの認知度を高めることが大切です。
- ・子どもたちを取り巻く社会では、相談相手、支援相手として対応できる環境を整備することが必要です。

ひとりにしない、社会で支えるケアラー支援

3 実態調査結果から導かれた長崎県のケアラー支援の課題

令和4(2022)年度に実施した県民意識調査や令和5(2023)年度に実施したケアラー当事者及び支援機関実態調査、児童生徒及び学校向け実態調査をとりまとめた結果、ケアラー支援の主な課題として、次の項目にまとめました。

これらの実態調査結果を踏まえ、本計画により、総合的かつ計画的にケアラー支援に関する個々の施策を推進します。

また、今後も社会情勢の変化に対応するため、必要により、調査票による実態調査や当事者の声を聞く機会の設定、また、有識者会議による意見聴取等により、施策をより実効あるものとしていく必要があります。

①「ケアラー」に関する社会的認知度の向上

i 県民に対する認知度の向上

- ・県民意識調査によると約7割が「ケアラー」のことを「知っている」と回答されていますが、条例についての認知度は1割にも届いていません。ケアラーの社会的認知度を高め、ケアラーを孤立させず地域全体で支援する必要があります。
- ・ヤングケアラー実態調査では、お世話をしていることによる負担や困っていることが「特になし」という回答が多くなっています。しかし、児童・生徒においてヤングケアラーについて「内容まで知っている」との回答は、小学生で1割程度、高校生でも4割程度にとどまっており、「ヤングケアラー」という自覚がない場合も多いと考えられることから、当事者やその家族へ正しい知識や相談先の情報などの周知が重要です。

ii 各種支援機関におけるケアラー支援に関する理解促進

- ・ケアラーの支援に係る機関のなかでも、ケアラーについて「ほぼすべての職員が知っている」との回答は全体の3分の2程度となっています。支援機関に協力いただき実態調査を行うことで、支援機関の従事者にもケアラーに関する基本的理解の促進を図りましたが、支援を担う人材の育成支援は重要な課題です。
- ・ほぼ全ての学校がヤングケアラーという言葉を知っているものの、支援のために必要だと思ふこととして「教員がヤングケアラーについて知ること」が挙げられており、教職員ほか関係機関に対して、ヤングケアラーという言葉だけでなく、正確な知識や基本的な理解を深めていくことも求められます。

②包括的な相談・支援体制の構築（相談につなげる・支援につなげる）

i 相談につながっていない（潜在化）している方への対応

- ・実態調査の中でも、「相談」に対する希望が多くありました。地域の相談先について、よりわかりやすく周知を図っていくことが課題となっています。
- ・支援機関からも、ケアラーが相談しやすい環境づくり・包括的な相談支援体制の整備が求められています。
- ・また、ヤングケアラー支援に関しては、「相談をしたことがない」人が7割を占めており、理由として「相談しても何も変わらない」との回答もみられました。ヤングケアラーの心情に寄り添いながら、表面化しにくい支援ニーズの把握と支援の取組を進めていくことが必要です。

ii 支援が困難な方への対応（対応力の向上）

- ・支援機関からは、相談につながらず心配な事例や公的サービスにつながらず対応に苦慮している事例があると、それぞれ3分の1程度の事業所から回答がありました。そのようななかでは、訪問頻度を厚くしたり、他の機関や地域の関係者を巻き込みながら見守り、支援に結びつけたものもありますが、このように支援機関の対応力を強化していくことが課題です。

③お世話と仕事などケアラー本人の生活との両立

- ・65歳未満のケアラーの多くは、就労しておられます。また、お世話のために、勤務時間を減らすなどの調整や、退職されたという回答も多くあり、全国的にも話題に挙がっている介護離職の問題は、本県でも起こっており、仕事とお世話の両立支援は大きな課題です。

④ケアラー支援のニーズに応じた多様な資源の周知・活用・掘り起こし

- ・お世話を代わってくれる人について、サービス事業所も含め「誰もいない」と回答した方が、就労していないケアラーに比較的多くありました。就労していないケアラーには、公的支援（サービス）が十分に活用されていない可能性があります。
- ・公的支援（サービス）の利用者の多くは「満足」という回答がありました。但し、利用手続きに関する利便性や費用面については、若いケアラーからの希望が目立ち、利用にかかる抵抗感につながっています。
- ・ケアラーに必要な支援の中では、「緊急時に安心して預かってくれる場所」「ショートステイ」「ケアラーがお世話できなくなったあとのお世話」「経済的支援」について希望がありました。

- ・また、ヤングケアラー当事者が求める支援としては、「自分の状況について話を聞いてほしい」「将来のことについて相談に乗ってほしい」「学習面でのサポート」といったものが上がっています。
- ・実態調査の結果を踏まえながら、今後、地域の実情を十分把握した上で必要なサービスについて、限られた公的資源の活用や、民間支援団体等の支援との連携、地域共生を意識した地域における助け合い等による生活支援体制の構築など広い視点で検討していく必要があります。

《コラム》 仕事と介護は両立する時代 -社会全体で両立への備えを-

長崎県ケアラー支援に関する有識者会議委員 毛利 真紀
(公募委員 長崎シングル介護を考える会世話人・社会福祉士)

十数年前、ひとりで家族のケア(介護)をしていた当時、シングル(独身)のケアラー仲間と出会い、当事者同士でシングル介護への想いに共感することの喜びを経験しました。

同時に、そのようなケアラーが集える場所の大切さを痛感し、以降、「長崎シングル介護を考える会」の活動を続けています。現在は、全国介護者支援団体連合会という全国組織にも所属し、より広いネットワークの構築と福祉専門職としての自身のソーシャルアクションに奮闘する日々です。



全国の都道府県および市町におけるケアラー支援条例の制定、また全世代に対するケアラー支援の法令化を強く願います。

近年、個人の生き方や結婚観の変化、家庭内および社会的役割における男女平等の考え方などから、シングルケアラー同様、ケアラーの属性は多様化しています。年齢も性別も関係なく多種多様です。また、多くの分野で労働者不足が社会的課題となっている昨今、「介護離職」は社会全体の経済的損失にもつながりかねません。すべての団塊の世代が後期高齢者とよばれる年齢になる時を目前にした今、そのケアを担うことになるであろう次世代にとって、ケアのために仕事を辞めるといった選択肢はあり得ない。「働きながら介護をする」のは当たり前前の時代であり、誰にでも起こりうる可能性のあることなのです。

ケアラー支援条例に期待すること

ケアは「生活」です。生活の一部です。そして多くの場合、ケアは「突然」はじまります。ぜひ、ケアを誰にでも起こりうる「自分ごと」と捉え、もしケアがはじまってもなるべくその人らしく、引き続き一人の社会人として社会生活が続けられるよう、社会全体一丸となって備えましょう。そうすることが、ケアラー自身の生活のためにも、長崎県の経済のためにも、お互いにウィンウィンになるはずで、長崎県ケアラー支援条例がそのきっかけになることに期待します。

ひとりにしない、社会で支えるケアラー支援